

第6次
八百津町総合計画
パブリックコメント案

2024年9月

八百津町

目次

第1編 計画の策定にあたって	2
第1章 総合計画策定の主旨	2
第2章 計画策定の背景	4
第2編 基本構想	12
第1章 八百津町の将来像	12
第2章 まちづくりの基本方針	14
第3章 計画の構成	16
第3編 基本計画	17
第1章 人口の将来展望	17
第2章 分野別基本計画	20
方針1 : 笑顔に満ちた健康で安心のまちづくり	
「子育て・健康・福祉」	22
方針2 : 人と文化を未来につなぐまちづくり	
「教育・生涯学習」	32
方針3 : 地域らしい産業と活力あるまちづくり	
「産業・地域振興」	42
方針4 : 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり	
「都市・生活基盤・環境」	50
方針5 : とともに考え、ともに創るまちづくり	
「地域協働・行財政」	64
第3章 まちづくり戦略 (第3期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略)	72

第1編 計画の策定にあたって

第1章 総合計画策定の主旨

1. 計画策定の主旨

本町は、木曾川の清流と豊かな自然に恵まれた環境のもとで、舟運により栄えた歴史を背景に、まちの中心となる商業・住宅市街地、山間部の集落、工業団地が形成されてきました。また、人道の丘「杉原千畝記念館」、五宝滝、八百津だんじり祭り、久田見系切りからくり祭りなどの特色のある文化・自然・歴史資源を有し、観光客も訪れています。

本町は、第5次八百津町総合計画（2017～2024年）において、将来像を「ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」と掲げて、まちづくりを推進してきました。

しかし、全国的な傾向と同様に、本町においても人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が一層進行しています。また、デジタルを活用した暮らし方・働き方やキャッシュレスへの転換などのデジタル社会の急速な浸透、切迫する巨大地震や頻発する水災害などの災害リスクの高まり、気候変動対策と生物多様性の保全等の国際的な課題への対応など、本町を取り巻く社会環境は大きく変容しています。

本町の今後のまちづくりは、社会環境の変化による影響を踏まえながら、人口減少によって今後深刻となる問題に向き合い、全ての町民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進める必要があります。

そこで、本町の課題に的確に対応したまちづくりを戦略的に進めるために、新たに第6次八百津町総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

総合計画は本町の最上位計画であり、この計画で示す指針に基づいて、福祉、教育、生活環境、産業などのまちづくりの分野別の施策を、各分野の個別計画と連動させて推進するものです。

また、第6次八百津町総合計画は、人口対策とそのための取組を進める「第3期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（デジタル田園都市国家構想総合戦略の地方版）と一体的な計画として策定するとともに、地域再生計画である「八百津町まち・ひと・しごと創生推進計画」とも連動して、事業の推進を図るものです。

3.計画の構成と期間

第6次八百津町総合計画は、長期展望を描きながら、令和7（2025）年度～令和14（2032）年度を目標年次とした8年間の計画となります。

また、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成して、毎年度の予算に反映させることにより着実に計画の推進を図ります。

■基本構想

本町の将来の姿や目標及び、その実現に向けた施策の方向を示します。

【計画期間】

令和7（2025）年度～令和14（2032）年度まで（8年間）

■基本計画

基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ一体的に進めるために、体系的に整理した各分野の施策を示します。

【計画期間】

前期計画4年間 令和7（2025）年度～令和10（2028）年度まで

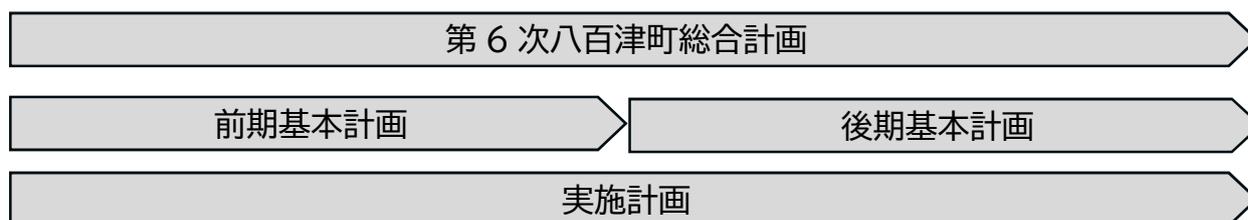
後期計画4年間 令和11（2029）年度～令和14（2032）年度まで

■実施計画

基本計画で定めた施策を進めるための各年度の実施予定の事務事業を示し、予算編成の指針となるものです。

実施計画は、社会情勢や財政状況を勘案しつつ、柔軟に対応できるように、毎年ローリング方式で計画の見直しを行います。

R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)
---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------



第2章 計画策定の背景

1. 社会経済情勢の変化

(1)人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、令和5（2023）年10月1日で1億2435万人と、前年よりも60万人近く減少し、平成20（2008）年以来13年連続減少となっています。しかも、減少幅が12年連続で拡大しています。

人口減少とともに、65歳以上及び75歳以上の高齢者人口の割合は過去最高となっている一方、15歳未満人口の割合は過去最低となっています。そのため、今後も人口減少は歯止めがかからず、さらに加速することが想定されます。

人口増加を前提としたこれまでの仕組みには限界が来ており、今後は人口減少社会を前提に持続可能な仕組みを再構築することが求められます。

(2)デジタル社会の浸透

デジタル技術の急速な発展により、様々なサービスが創出され、社会のあらゆる分野でデジタル化が進んでいます。

国もデジタル田園都市国家構想を掲げて、デジタル技術を活かして地方の社会課題解決を図り、全ての地域で誰もが便利で心地よい生活を送れる社会の実現を目指しています。サービスの向上や行政業務の効率化を図るとともに、情報格差の解消・情報発信力の強化、新たなライフスタイルやビジネスの創出などにより、若い人が定住する地域の魅力を高めるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。

(3)SDGsの実現・カーボンニュートラルの推進

地球温暖化や異常気象など、世界規模で環境問題への対応が課題となっているなか、平成27（2015）年の国連サミットにおいて17の国際目標としてSDGsが採択され、各国の様々な主体がSDGsの実現に向けて取り組んでいます。

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、その実現のために再生可能エネルギーや水素利用の拡大や各産業分野におけるイノベーションの創出によるグリーン成長戦略の推進を図っています。

行政、町民、事業者等のあらゆる主体が、SDGsの実現、カーボンニュートラルの推進に向けた取組を進め、経済・社会・環境が調和した持続可能な社会の構築を求められています。

(4)価値観やライフスタイルの多様化

グローバル化の進展やインターネットの発展・普及、社会の成熟化に伴い人々の価値観が多様化し、働き方、ライフスタイルもこれまで以上に多様化しています。

人種や国籍、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し、認め合うことで、それぞれが自分らしくいきいきと暮らせる多様性を尊重する共生社会の実現が求められています。

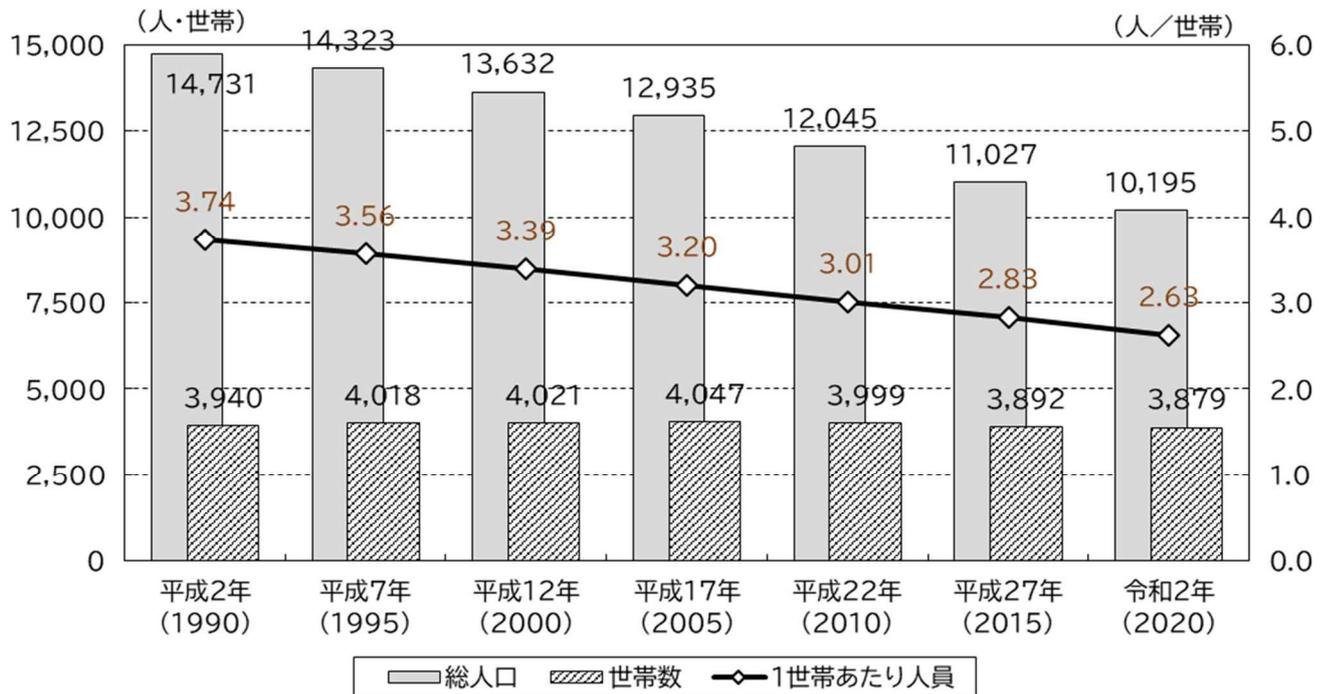
また、価値観やライフスタイルの多様化により、その地域の暮らしにマッチした価値観の人々が移住する動きがみられるようになっており、こうした移住者を増やすために地域の価値を高め発信する取組が求められます。

2. 八百津町の現状

(1)人口動向

- ・八百津町の長期的な人口は平成2（1990）年 14,731 人から令和2（2020）年の 10,195 人まで減少しています。
- ・世帯数については世帯分離などにより平成2（1990）年から平成17（2005）年まで伸びましたが、その後、減少して令和2（2020）年には 3,879 世帯になっており、世帯数についても減少局面に移っています。

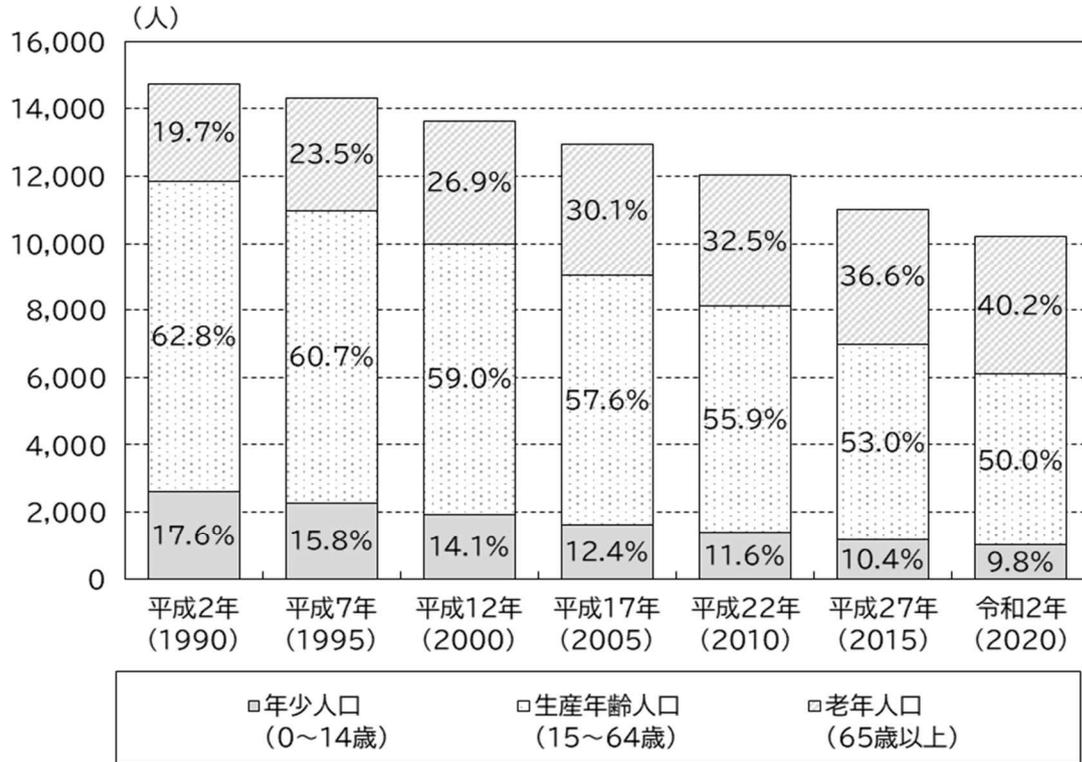
図表 総人口、一般世帯数、世帯当たり人員の推移(平成2年～令和2年)



(資料) 国勢調査

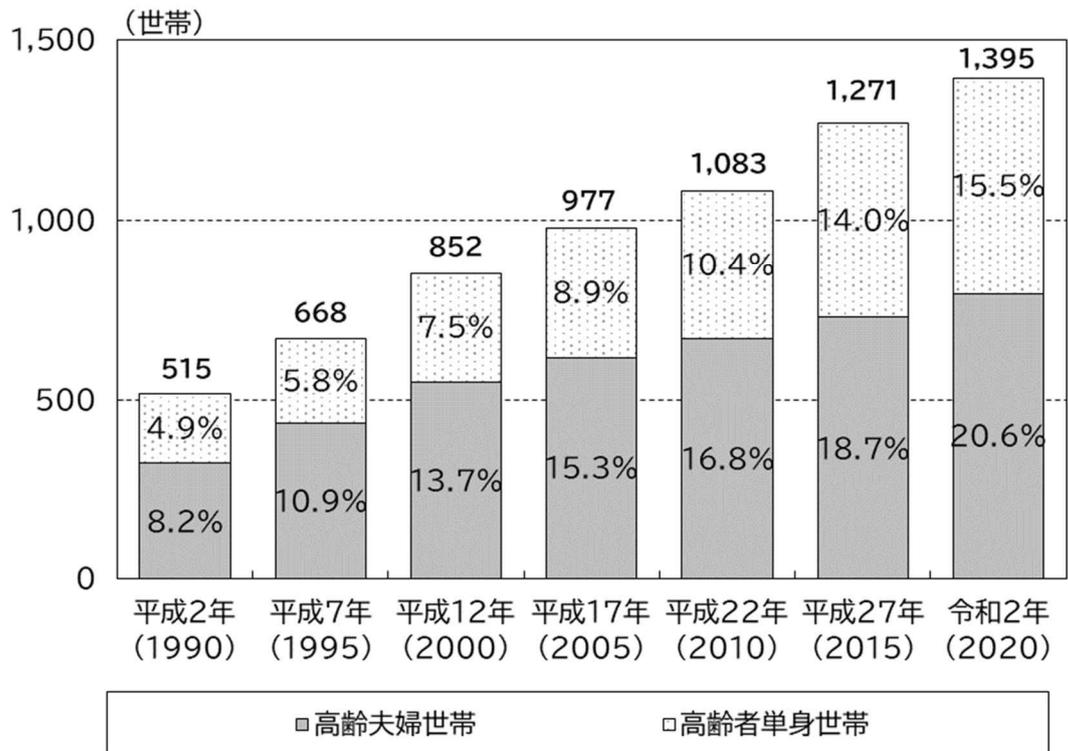
- ・年齢3区分別の人口構成を見ると、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて老年人口が 40.2%へ大きく上昇し、年少人口は 9.8%へ低下しており、少子高齢化が進んでいます。
- ・高齢夫婦・高齢単身世帯は、老年人口と同様に大きく増加しており、令和2（2020）年に 1,395 世帯に達しています。
- ・生産年齢人口の割合は、平成2（1990）年の 62.8%から、令和2（2020）年の 50%まで低下しています。

図表 年齢3区分別人口の推移(平成2年～令和2年)



(資料) 国勢調査 / (注) 年齢不詳を除いて算出した値

図表 高齢者世帯数の推移

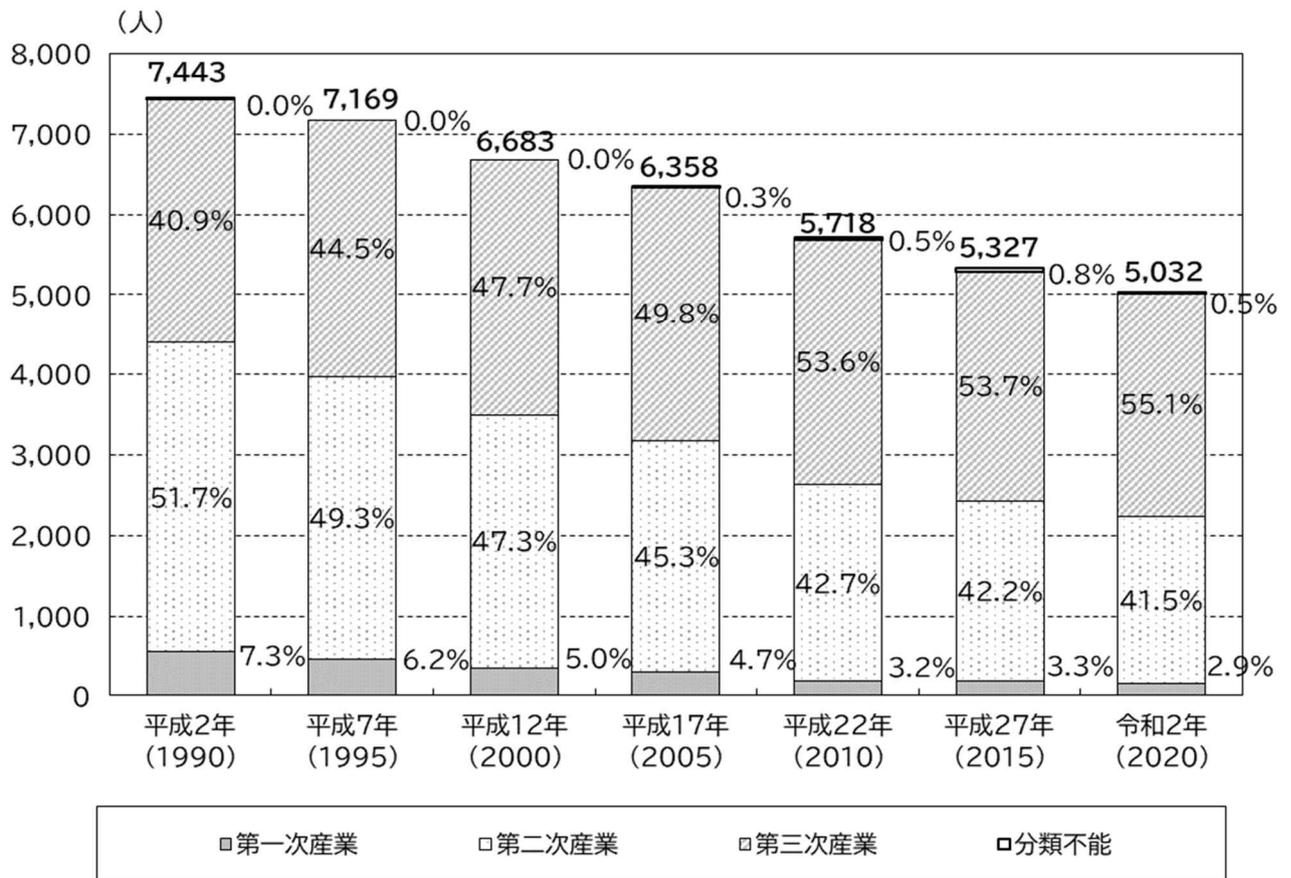


(資料) 国勢調査

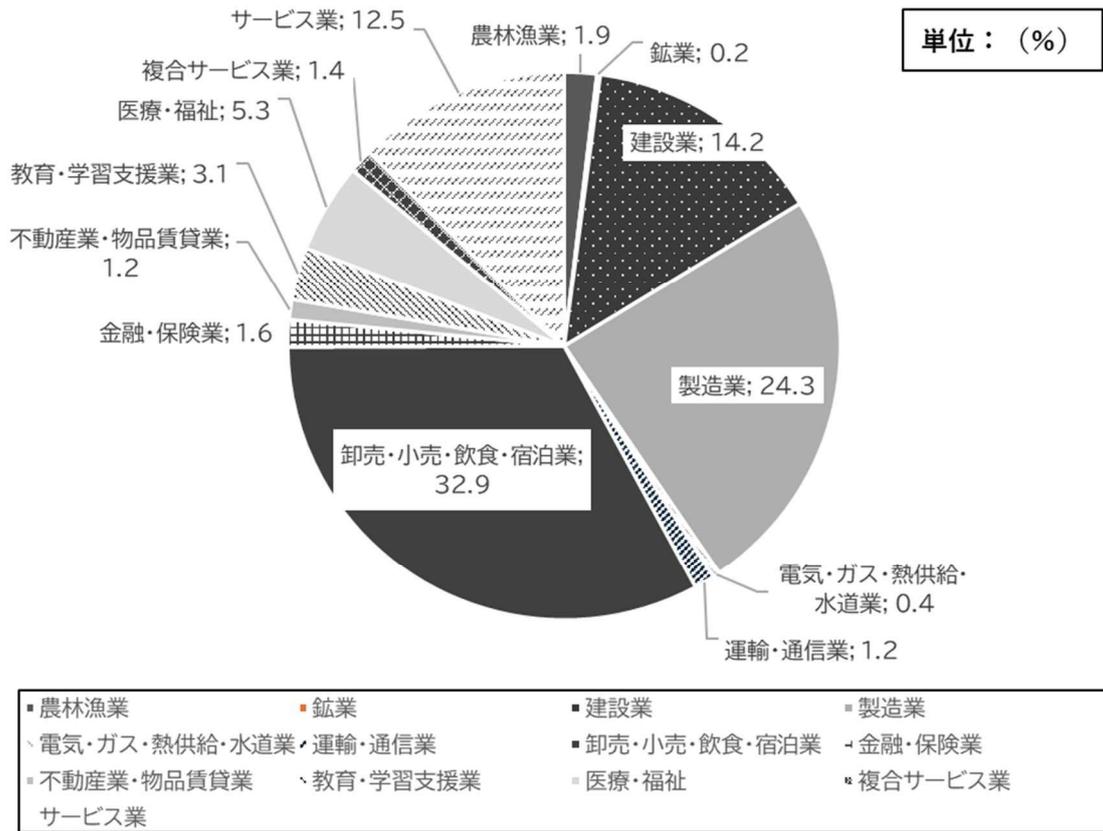
(2)産業動向

- ・八百津町の就業人口は減少が続き、令和2（2020）年には5,032人となっています。
- ・産業別割合では、令和2（2020）年で第三次産業人口が55.1%、第二次産業が41.5%となっています。第三次産業人口割合は上昇、第二次産業人口割合は低下傾向が続いており、平成12年以降は第三次産業人口割合が第二次産業人口割合を上回っています。
- ・事業所数では、卸売・小売・飲食・宿泊業が32.9%、製造業が24.3%、建設業が14.2%と多く、従業者数では、製造業が48.6%、卸売・小売・飲食・宿泊業が17.7%と、製造業の雇用力が大きくなっています（平成28年）。

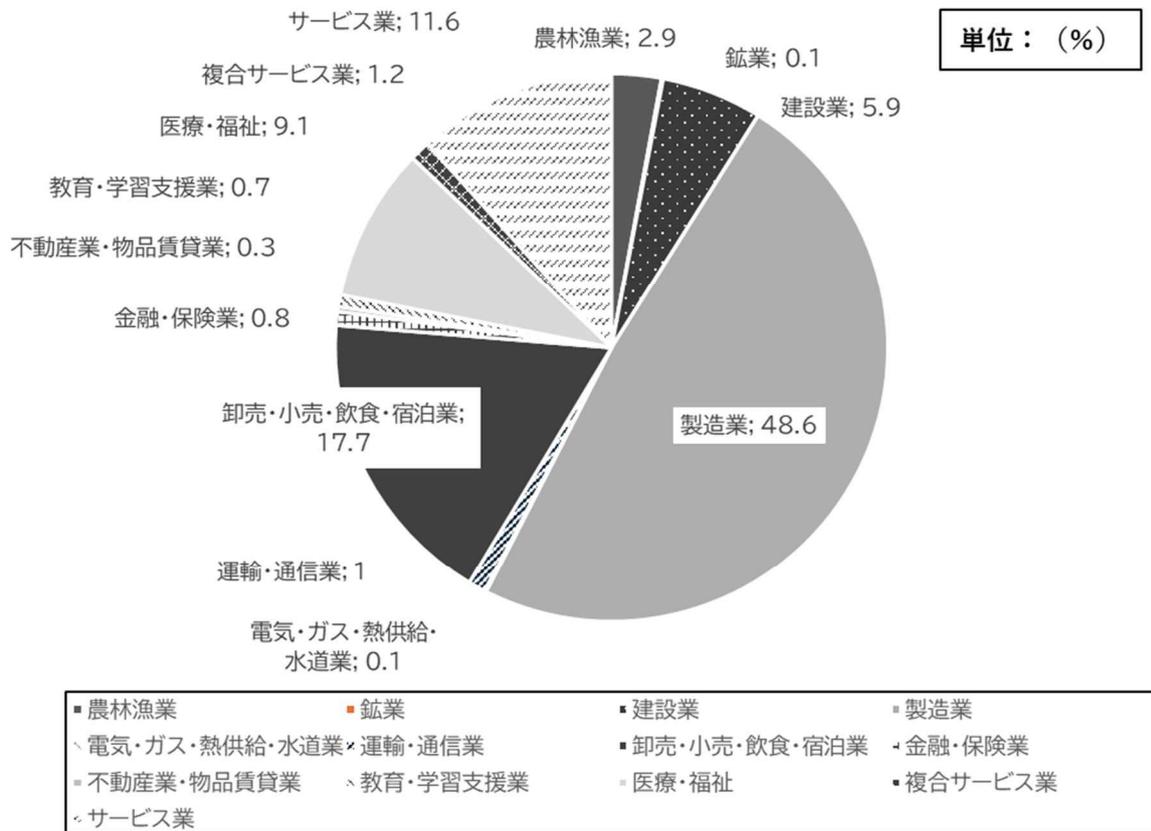
図表 産業別就業人口の推移



図表 産業別事業所数の割合



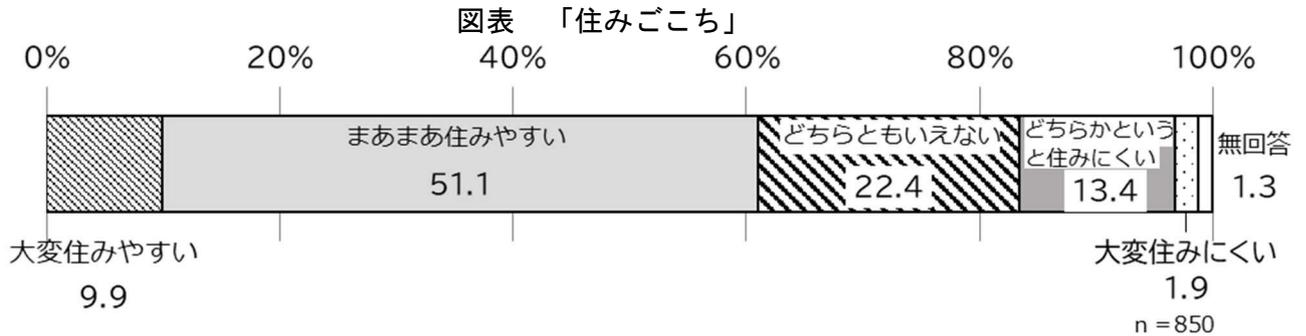
図表 産業別従業者数の割合



(資料) 「経済センサス」(平成 28 年)、公務は除く

(3) 町民意識(町民アンケート調査結果)

・八百津町の住みごちでは「大変住みやすい」が9.9%、「まあまあ住みやすい」が51.1%で、合わせて『住みやすい』が約61%となっています。

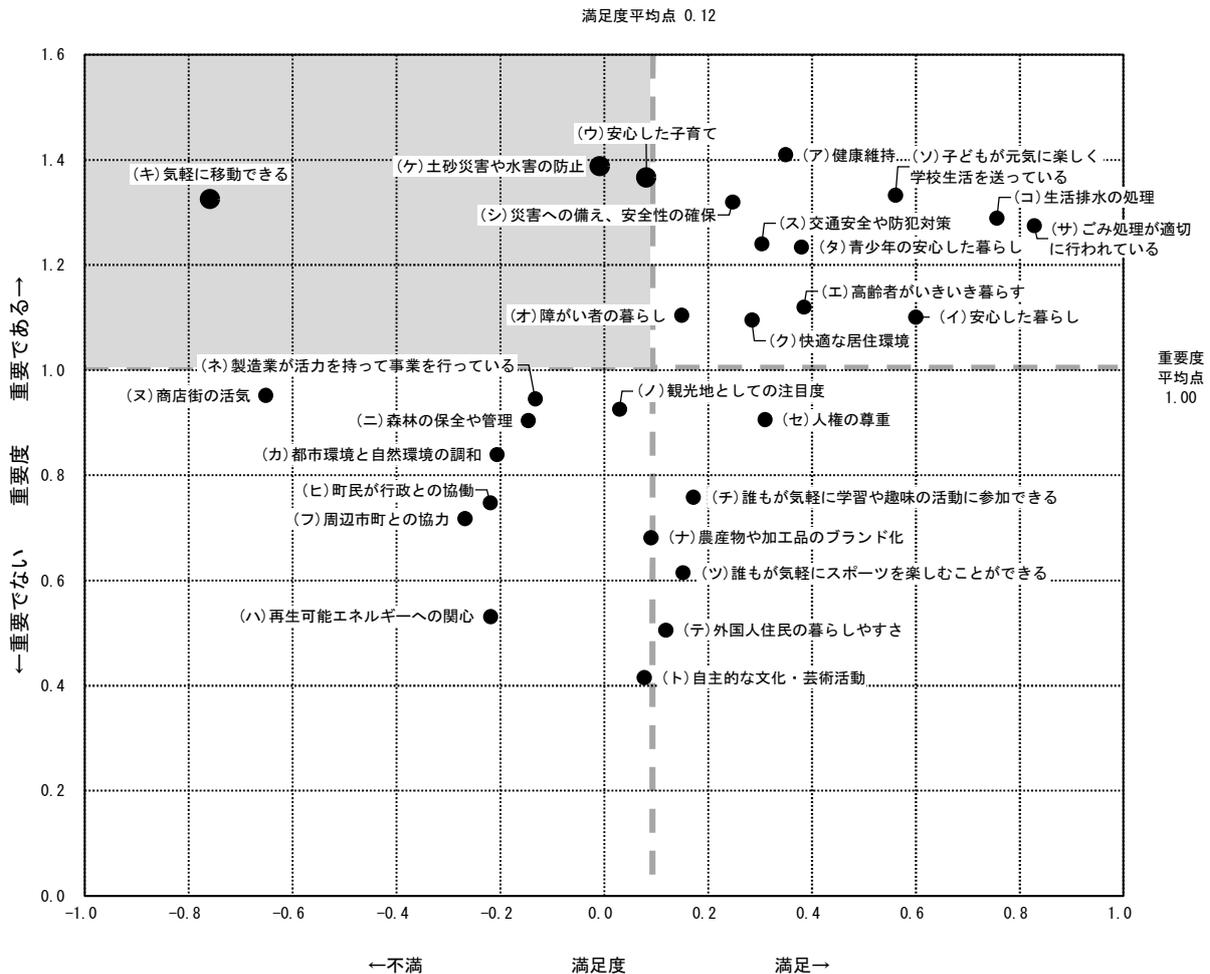


・28の基本施策に対する満足度と重要度の評価では、重点改善施策となる満足の評点が低く、かつ、重要度が高い項目は、(キ)道路や公共交通を利用して気軽に移動できる、(ケ)土砂災害や水害が防止されている、(ウ)安心して子どもを育てることができる、3項目となっています。

各回答に対して回答の点数を付与し回答者数をかけて、「わからない」を除く回答者数を母数とした平均値を評点とする。

- 「6.重要」「6.満足」⇒+2点
- 「5.やや重要」「5.やや満足」⇒+1点
- 「4.どちらともいえない」⇒0点
- 「3.あまり重要でない」「3.やや不満」⇒-1点
- 「2.重要でない」「2.不満」⇒-2点

図表 「満足度と重要度の評点」



資料：八百津町「まちづくりに関するアンケート調査」令和5年

3. 八百津町の主要課題

(1)人口減少対策

①若い世代の定住の促進

本町では20歳代を中心に若い世代の転出超過が続いているため、今後も本町の人口減少に歯止めがかからないことが予想されます。この人口減少がこのまま続けば、地域の維持が難しくなる危険性があります。

この危機的な状況を回避するために、若い世代の定住を促進することが最重要課題であり、そのために、本町に定住する魅力の発信、雇用の場の確保、住宅の確保など、若い世代の流出抑制や移住促進を図る必要があります。また、町外から活動に参画する関係人口の拡大を図ることも重要であり、地域の担い手不足を補うとともに、将来の定住につなげることが必要です。

②定住基盤となる地域産業の活性化

若い世代の定住を促進するためには、地域経済の基盤となる地域の産業を活性化することが不可欠となります。そのために、新たな企業を誘致するとともに、地域の資源を活用して既存産業の活性化や起業を支援し、地域産業の付加価値の向上や就労機会の拡充を図る必要があります。

本町には多様な地場産品があり、その魅力をさらに磨き・発信するとともに、地域の資源や自然環境を活用した観光産業など新たなビジネスを創出し、地域産業の付加価値を高める取組を促進する必要があります。

③子育てしやすい環境づくり

若い世帯の定住を促進するためには、出産・子育て支援策を拡充し、安心して子どもを産み育てられる環境をつくることが重要です。

本町は、人道教育、グローバル教育、コミュニケーション教育などの特色のある教育を実施しており、この蓄積をもとにさらに質の高い教育を推進することにより、八百津町で子どもを育てる価値を高めて、子育てしたくなるまちをめざし若い世帯の定住を促進する必要があります。

そのためにも、地域で子どもを見守り応援する地域ぐるみで子どもを育む環境づくりが重要であります。

(2)住民の安全・安心な暮らしの確保

①健康で安心して暮らせる環境づくり

町民が幸せな人生を送るために最も大切な健康を守るために、健康増進や疾病予防、重症化予防などの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図る必要があります。

また、独居老人と社会的孤立、ダブルケアなど、高齢者の増加とともに多様化、複雑化する生活課題に対応するために、関係機関との連携による横断的かつ包括的な支援体制の環境を整備し、誰もが支え合う共生社会の実現を目指す必要があります。

さらに、生きがいのある幸せな暮らしの実現のためには、若者から高齢者まで仕事や地域活動、スポーツ・文化活動などの多様な分野で活躍できる機会を拡充することが重要になります。

②快適で安全な生活環境の確保

大規模地震や頻発する集中豪雨など、高まる災害リスクに対する防災対策の充実、広大な面積を占める森林の環境保全と林業の推進を図る森林管理システムの整備など、本町の生活環境の魅力を高めるために、豊かな自然環境の中で快適で安全な生活ができる環境を確保する必要があります。

また、高齢者の増加に伴い増える交通弱者の移動手段を確保するために、町内の公共交通を確立するとともに、道路の整備及び維持管理を推進し、生活の利便性が確保された生活環境を形成する必要があります。

③コミュニティの形成

安心な暮らしには、地域における人と人のつながりが重要であり、そのために、多様な住民が参加し、交流する機会を拡充し、住民同士のつながりづくりと活動参加者を増やすことが必要となります。

さらに、地域の歴史・文化を発掘・継承する取組を推進し、地域の魅力を再認識し地域への関心と愛着を深めることが重要になります。

(3)人口減少下の持続可能な行政運営

①公共施設の適正管理

人口減少が進むと公共施設の利用者が減少する一方、施設の老朽化により維持更新費用が増加するため、公共施設の費用対効果が低下します。

公共施設の役割を重視しながら、時代のニーズの変化に対応した施設への再生と効率的な施設運営を図るために、公共施設のスリム化と再編・転換を図り、公共施設の適正管理を進める必要があります。

②多様な主体との連携の推進

多様化する地域課題を解決するためには、行政が有する資源だけでは限界があり、外部のノウハウ、資金、マンパワーを効果的に活用することが有効となります。そのため、町内の住民や団体、事業者との協働を推進するとともに、町外の企業、大学等の幅広い公民連携を推進する必要があります。併せて、周辺自治体との広域連携の可能性も検討する必要があります。

③行政DXの推進

社会のあらゆる分野でデジタル化が急速に進行しています。デジタル技術は、住民サービスの向上と行政事務の効率化に有効であるとともに、地域産業のイノベーションや交流人口の拡大などの地域課題の解決にも有効であり、行政及び地域のデジタル化（DX）を推進する必要があります。

また、全ての町民にデジタル化の恩恵が及ぶように、誰一人取り残さないデジタル化を進めることが重要になります。

第2編 基本構想

第1章 八百津町の将来像

1. 将来めざすまちの姿

人口減少に向き合い、持続可能な八百津町とするために、八百津町に暮らす独自の価値を創出し、八百津町ならではの幸福が実感でき、いつまでも住み続けたいと思えるまちをめざします。

若い世代が八百津町に暮らす価値を創り、魅せるまち

【環境】

豊かな自然環境に恵まれている八百津町。その自然環境を暮らし、遊び・学び、産業に活かし、独自の価値を創出します。

地域資源を活用した再生可能エネルギー事業や、水素の製造・活用事業を推進しカーボンニュートラルを実現し、世界に通用する価値を創出します。

【教育】

人道教育、英語教育等のグローバル教育、芸術を通じたコミュニケーション教育、少人数教育など、教育の質を高める取組をさらに推進し、八百津町で子どもを育てる価値を創出します。

こうした価値を魅せることで、若い世代が暮らす価値があると思える八百津町をめざします。



八百津町ならではのウェルビーイング(幸福)が実感できるまち

【つながり】

地域の住民同士だけではなく多様な人々とつながりやすく、様々な助け合いや協力が生まれるまちをめざします。

異なるスキルを持つ人がつながることにより、新たな活動が多く生まれるまちをめざします。

【居場所】

多くの人と出会い・親しくできる場、自分の経験や能力が活かされる場など、地域の中で自分の存在感を確認できる多様な場があることで、誰もが孤独を感じることなく、いきがいや社会に参加する意欲を持ち続けることができるまちをめざします。

こうした周りの人々との良好な関係の中で安心感と前向きな気持ちを持ちつづけることで、ウェルビーイング(幸福)が実感できる八百津町をめざします。

※ウェルビーイング: 身体的・精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的・経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念

2. 八百津町の将来像

町民アンケートの結果において、本町の魅力・自慢できるものとして、「川や山の自然」「まつりなどの文化」が多くを占めており、続いて、特産品や杉原千畝氏・人道の丘となっています。

また、本町のめざすべき将来のイメージでは、「安全・安心」「自然の豊かさ」「便利・快適」について、「活力・にぎわい」という結果でした。

本町の状況や、町民の意向、社会・経済の動向、課題、基本的視点を踏まえ、めざすべきまちづくりの将来像を、次のように定めます。

【 八百津町の将来像 】

安らぎとにぎわいが織りなす やおつらしさを育むまち

～ Smiles for Well-Being ～

【安らぎ】

- 山や木々、雄大な川や土地の高低差が生み出す、自然の豊かさ。
- 安全・安心、優しさ、帰ってきたくなる・住んでみたくなる、町の居心地。

【にぎわい】

- 八百津まつりや久田見まつり、川まつりなどの四季を通したイベントなどのにぎわいと、ポテンシャルの高い観光地や、かつての商店街の賑わいなどの活力。

【やおつらしさ】

- これまで唱えてきた人道精神を基調として、優しさ、支え合い、ふれあいや交流、人と自然との調和、人の活力など、人と歴史と文化。
- 本町にしかない観光や特産品など。

【育む】

- 育て、大切に思う気持ち。
- 町民一人ひとりが、町や人を守り育てること。

【～ Smiles for Well-Being ～】

～ 笑顔で幸せに ～

～ 笑顔で幸福感を ～

※ well-being (ウェル ビーイング)：身体的・精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的・経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念

先の見えない時代の中でも、本町の様々な良さを融合させ、激しい環境の変化を乗り越えていき、やおつらしさや自分らしさをみんなが大切に思い、町民や町内外の事業者、行政それぞれが、自分事として捉える意識改革を進め、様々な活動に一体的に参画し、未来を育てて行くまちづくりを行っていきます。

第2章 まちづくりの基本方針

八百津町の将来像を実現するため、まちづくりの柱として、次の5つの基本方針を掲げます。

(1)笑顔に満ちた健康で安心のまちづくり ～子育て支援・健康・福祉～

－健康福祉課、教育課、町民課、総務課

- ・ 疾病予防や重症化予防対策の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施などの健康づくりを推進し、町民の健康保持・増進を図ります。
- ・ 妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な子育て支援策を充実し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。
- ・ 介護、障がい、貧困、孤立・孤独などの住民の様々な生活上の課題に対して、地域や関係機関と連携した横断的かつ包括的な支援を充実し、地域で支え合う共生社会の実現を目指します。

(2)人と文化を未来につなぐまちづくり ～教育・生涯学習～

－教育課、地域振興課

- ・ これまでの本町の特色ある教育の蓄積をもとに、社会の変化に対応した教育の一層の充実を図り、未来を拓く力を育む教育を推進します。
- ・ 生き生きと心豊かな生活が送れるように、誰もが学べる生涯学習を推進するとともに、日常的にスポーツに親しみ・スポーツを通じて交流を深める生涯スポーツを推進します。
- ・ 文化財や伝統文化等、郷土の文化を未来へ守り伝えるとともに、様々な芸術・文化活動を促進し、地域の誇りとなる文化を育みます。

(3)地域らしい産業と活力あるまちづくり ～産業・地域振興～

－農林課、地域振興課

- ・ 農業の担い手への農地の集約等による耕作放棄地対策や農業生産基盤の整備・維持管理、鳥獣害対策の充実等により、農地の保全と効率的利用を図り、農業生産活動が継続できる環境整備を進めます。
- ・ 長期的な展望に立った総合的な森林整備・森林管理を進めるとともに、森林資源を活用した事業の展開を推進します。
- ・ ふるさと納税の活用等により町内事業者の新商品開発や販路開拓の支援、転入者等による新たなビジネスの創業支援、企業誘致などにより地域産業の活性化と雇用の確保を図ります。
- ・ 地場産品や自然環境、歴史文化を観光資源として活用するとともに、杉原千畝記念館や岐阜バンジー等の施設と連携させ、観光PRを積極的に展開します。

(4) 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり ～生活の安全・都市・生活基盤、環境～

－防災安全室、建設課、水道環境課、地域振興課

- ・ 治山治水対策等の水害対策の強化、消防団や自主防災組織等の地域防災力の強化、交通安全・防犯対策の強化を図り、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。
- ・ 住宅の耐震化や老朽危険空き家対策により危険な住宅の解消を図り住宅の安全を確保します。また、「空き家バンク」事業による空き家を活用した移住定住用の住宅を確保するとともに、移住促進に向けたプロモーションを積極的に展開します。
- ・ 町民の生活の利便性を支えるため、道路・交通ネットワークの充実を図るとともに、上・下水道事業の安定運営に必要な施設の更新・修繕を計画的に進め、快適で暮らしやすい生活を支える基盤の充実を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーの利用促進や、ごみの減量化などを推進し、自然と共生したまちづくりを進めます。

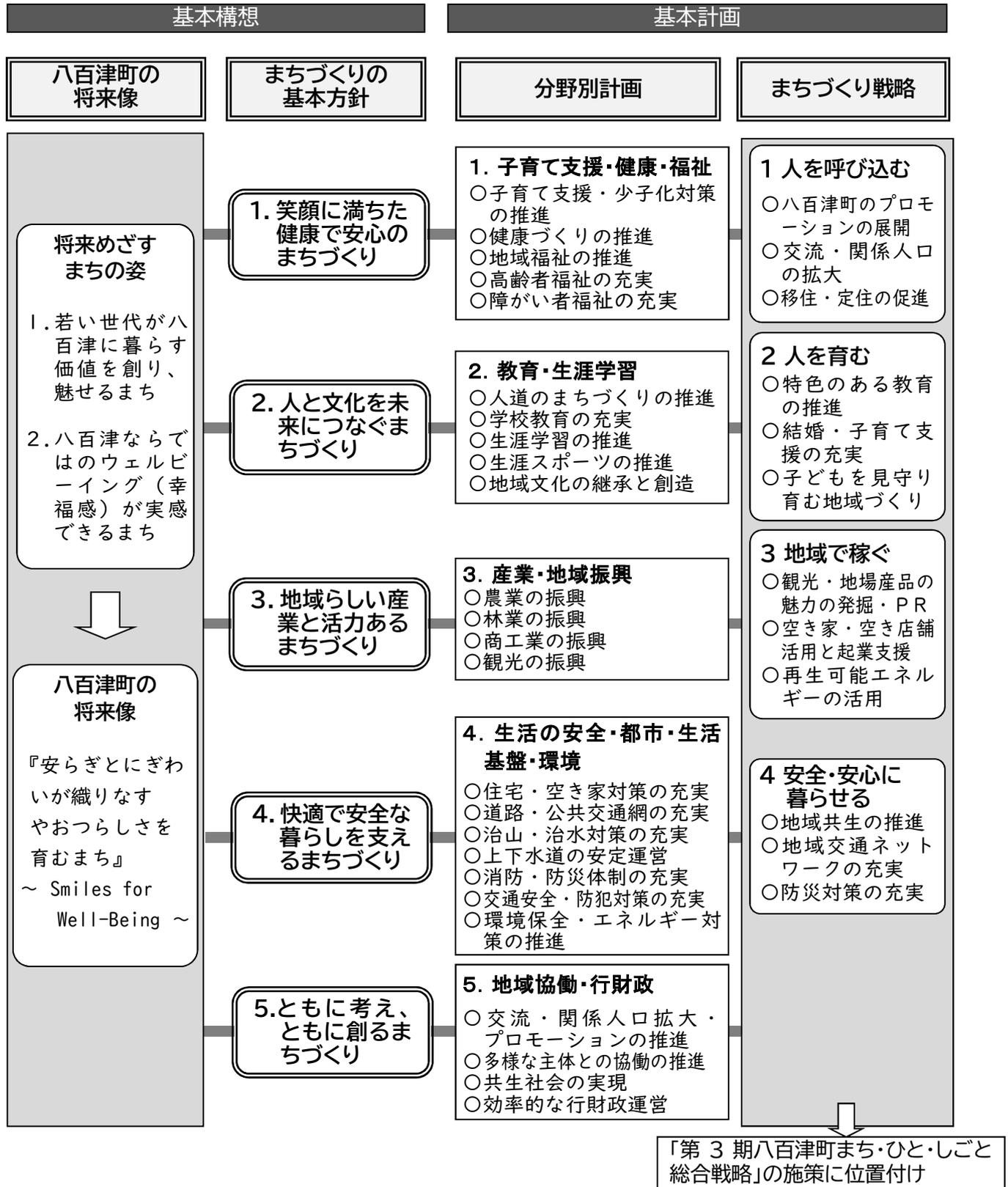
(5) ともに考え、ともに創るまちづくり ～地域協働・行財政～

－総務課、地域振興課、健康福祉課、教育課

- ・ 八百津町公共施設等マネジメントの実施方針に基づき、公共施設の保有量の適正化、長寿命化ならびに再編を計画的に進め、持続可能な公共施設の維持管理を進めます。
- ・ 様々な地域課題の解決に向けて、地域の多様な主体との協働のまちづくりを推進するとともに、地域おこし協力隊、副業人材及び町外から活動参加する関係人口等の活用や企業・大学等との連携により、外部の人材・ノウハウ・資金の活用を積極的に進めます。
- ・ 効果的・効率的な行政運営を行うために、デジタル技術の活用などによる業務の進め方の改革や人材・資産・財源の最適な活用、それを可能にする職員的能力向上と組織の活性化を図ります。

第3章 計画の構成

本計画は、基本構想の「八百津町の将来像」とその実現のための「まちづくりの基本方針」に基づき、基本計画の各分野別施策を示す「分野別計画」と、主要課題の解決にむけて分野横断的に重点的に推進する施策を示す「まちづくり戦略」で構成します。



第3編 基本計画

第1章 人口の将来展望

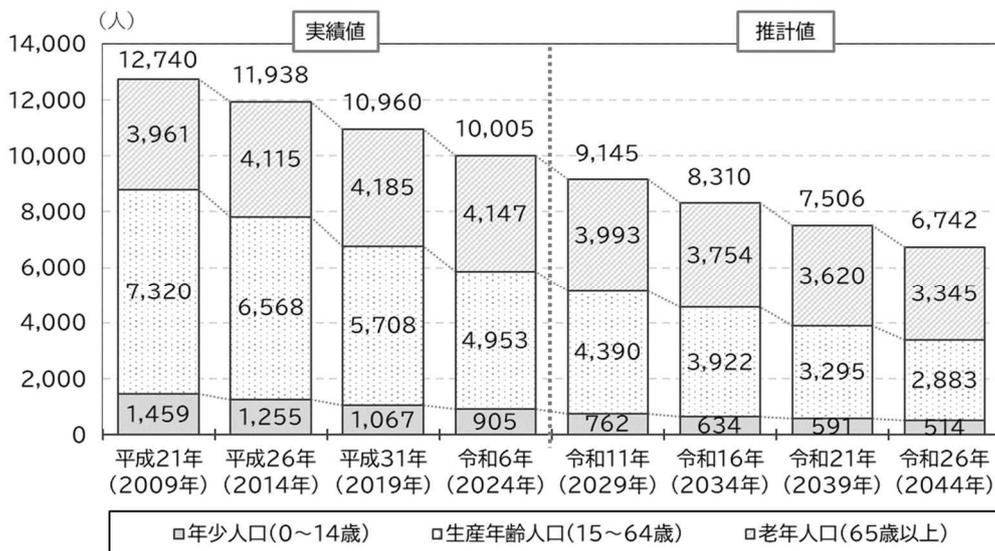
(1) 将来人口の推計

令和6(2024)年人口(4月1日現在の住民基本台帳人口)を基準に、将来の人口を推計すると下図ようになります。

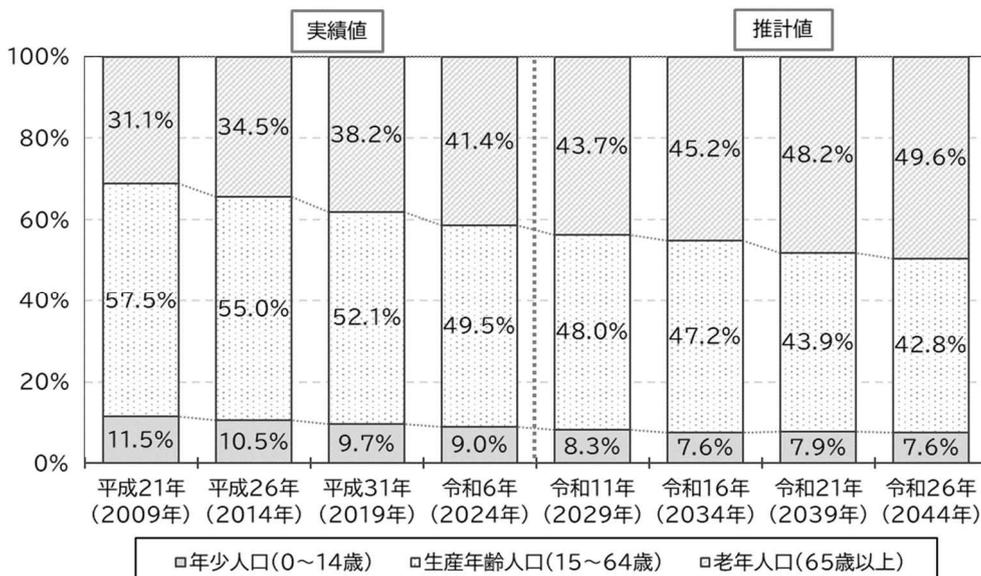
推計人口は、令和11(2029)年9,145人、令和16(2034)年8,310人で、令和6(2024)年から令和11(2029)年には8.6%減、令和16(2034)年には16.9%の減少と想定されます。

年齢3区分別割合では、65歳以上人口割合の上昇傾向は今後も続き、10年後の令和16(2034)年は45.2%、20年後の令和26(2044)年には49.6%と、約半数を65歳以上人口が占めると予想されます。

図表 年齢3区分別将来人口の推計



図表 年齢3区分別人口割合の推計



(2) 将来人口のシミュレーション

本町の将来人口について、3つの推計方法による推計人口を比較します。

① 社人研推計に即した推計

令和6（2024）年4月1日の住民基本台帳人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」の八百津町の将来の生残率、純移動率、子ども女性比及び0-4歳性比を使って推計しています。

② 社会減を抑制した推計

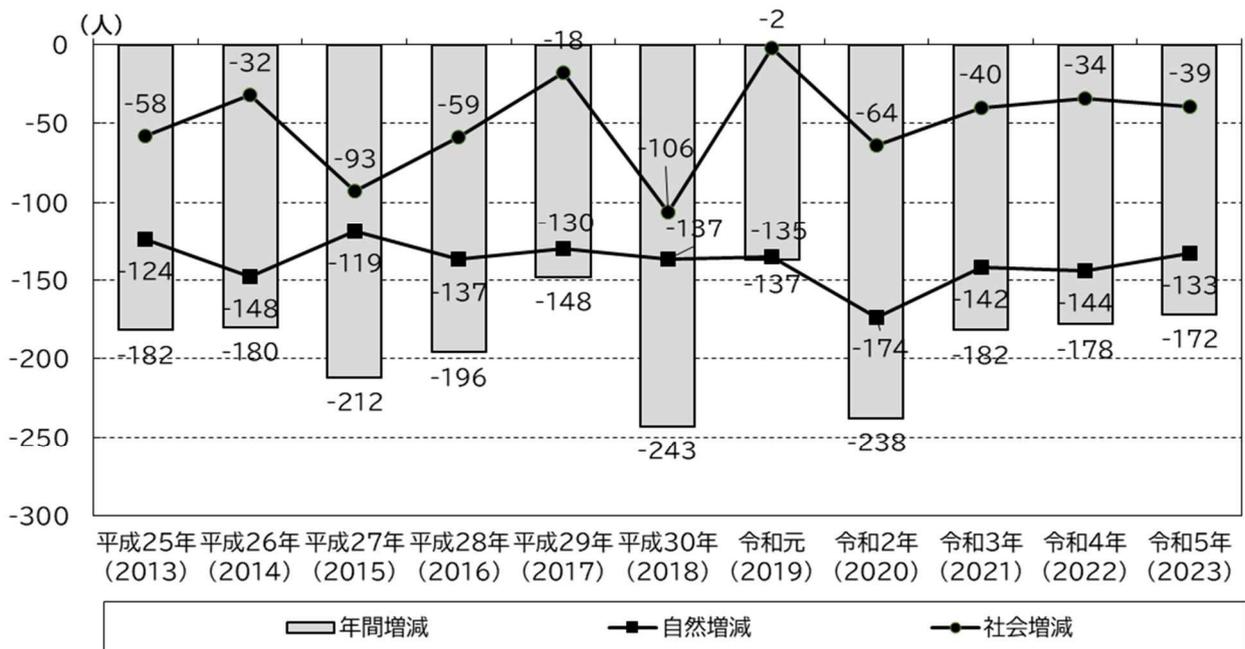
本町は社会増減、自然増減ともに減少となっていますが、本町の人口減少は、社会減少よりも自然減少による影響が大きくなっています。

65歳以上人口割合は今後も上昇することが予想されることから、自然減少は今後も高い水準で続くものと想定されます。

社会減少数の年平均数は、直近4年で44人、直近3年で37人であることから、年平均40人と想定し、社会減少数の半減をめざして年間転入数10人増、年間転出数10人減としたケースの推計人口は、下表のようになります。

社会減少数を半減させたとしても人口減少の傾向は変わりませんが、移動者数が多い15～64歳人口（生産年齢人口の）の減少数が少なくなり、その人口割合もほぼ横ばいで維持されます。

図表 社会増減・自然増減数の推移



資料：住民基本台帳

図表 社会減少数を半減させた場合の推計人口

	推計人口		社会減を半減させたケース	
	令和 11(2029)年	令和 16(2034)年	令和 11(2029)年	令和 16(2034)年
総計	9,146	8,310	9,246	8,509
0～14 歳	762	634	774	661
割合(%)	8.3	7.6	8.4	7.8
15～64 歳	4,390	3,922	4,474	4,082
割合(%)	48.0	47.2	48.4	48.0
65 歳以上	3,993	3,754	3,997	3,766
割合(%)	43.7	45.2	43.2	44.3

※転入数 50 人、転出数 50 人を、直近 3 ケ年の性別・年齢別転入数・転出数の割合で計算した値を令和 11 (2029) 年と令和 16 (2034) 年の性別・年齢別推計人口に加算

③人口ビジョンの推計

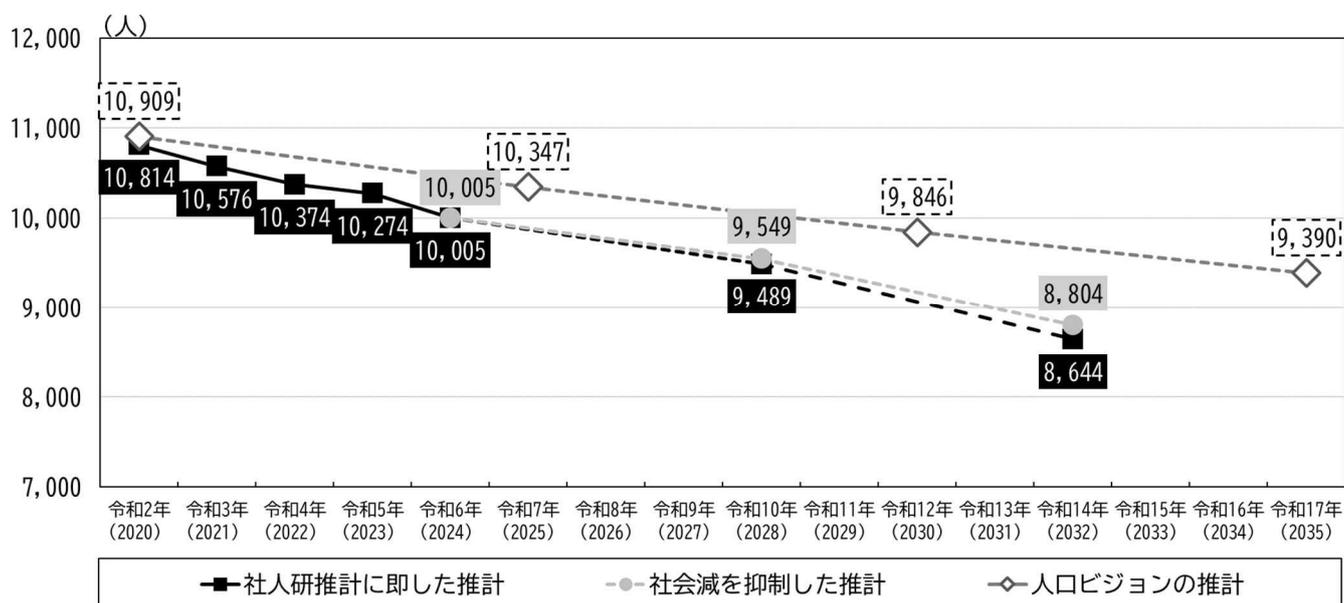
「八百津町人口ビジョン」(令和 2 (2020) 年 3 月) では、平成 27 (2015) 年国勢調査人口を基準に、社人研「平成 30 年推計」の出生率・生残率と社人研「平成 25 年推計」の社会移動率を使って推計しています。

以上 3 つの推計を比較すると、人口ビジョンの推計が最も人口減少が少ない推計となります。人口ビジョンの推計は、平成 25 (2013) 年以前の社会動態を反映させた推計で、それ以降の社会動態を反映させた社人研推計に即した推計の方が人口減少は進むという予測になります。

ここ数年の人口(実績)でも、すでに人口ビジョンの推計値を下回る人口で推移しており、これまでの想定以上の速さで人口減少が進むと想定されます。

したがって、本計画期間中も進むであろう人口減少に備えつつ、町民の利便性や満足度を維持し、幸せを実感できるまちづくりを推進することが求められます。

図表 推計人口の比較



第2章 分野別基本計画

分野別計画では、八百津町の将来像である「安らぎとにぎわいが織りなす やおつらしさを育むまち～ Smiles for Well-Being ～」の実現に向け、5つのまちづくりの基本方針（分野）に沿って、25の施策を定め、推進するものです。

【基本方針1】笑顔に満ちた健康で安心のまちづくり	
施策 1-1 子育て支援・少子化対策の推進 … 22 ① 子育てと仕事の両立支援の充実 ② 新婚世帯の支援の充実 ③ 子育て世帯の支援の充実 ④ 切れ目のない総合的な支援 施策 1-2 健康づくりの推進 …… 24 ① 総合的な健康づくりの推進 ② 健診・保健指導の充実 ③ 医療体制の充実 施策 1-3 地域福祉の推進 …… 26 ① 地域福祉活動の推進 ② 相談・情報提供体制の確立 ③ 地域福祉の体制強化	施策 1-4 高齢者福祉の充実 …… 28 ① 介護サービスの充実 ② 介護予防・生活支援サービスの充実 ③ 地域包括ケアシステムの充実 ④ 生きがい・社会参加の推進 施策 1-5 障がい者福祉の充実 …… 30 ① 生活支援・療育支援の充実 ② 雇用・就業の促進 ③ 障がい者にやさしいまちづくりの推進

【基本方針2】人と文化を未来につなぐまちづくり	
施策 2-1 人道のまちづくりの推進 …… 32 ① 人道精神の普及・啓発 ② 人道教育の推進 施策 2-2 学校教育の充実 …… 34 ① きめ細かな教育内容の充実 ② 学校と地域との連携強化 ③ 最適な教育環境の整備 施策 2-3 生涯学習の推進 …… 36 ① 生涯学習の充実 ② 生涯学習施設の充実 ③ 青少年の健全育成	施策 2-4 生涯スポーツの推進 …… 38 ① スポーツ活動の推進 ② スポーツ組織の活動促進 ③ スポーツ施設の整備・活用 施策 2-5 地域文化の継承と創造 …… 40 ① 芸術・文化活動の促進 ② 芸術・文化への参加機会の拡充 ③ 文化財の保存・活用

【基本方針3】地域らしい産業と活力あるまちづくり	
施策 3-1 農業の振興 …………… 42 ① 担い手の育成・確保 ② 生産基盤の充実・生産性の向上 ③ 農産物のブランド化の推進 ④ 鳥獣害対策の強化 ⑤ 地球温暖化防止・生物多様性保全等に 効果の高い農業生産活動の推進 施策 3-2 林業の振興 …………… 44 ① 森林保全の推進 ② 林業振興の推進 ③ 里山の利活用の促進 ④ 森林由来カーボン・クレジット制度の活用	施策 3-3 商工業の振興 …………… 46 ① 商工事業者の活性化 ② 地域産業の振興 ③ 企業誘致の推進・雇用確保 施策 3-4 観光の振興…………… 48 ① 観光プロモーションの強化 ② 公園及び観光客の受け入れ環境の整備 ③ 観光魅力・観光ルートづくり ④ 観光振興の体制強化

【基本方針4】快適で安全な暮らしを支えるまちづくり	
施策 4-1 住宅・空き家対策の充実 …………… 50 ① 移住・定住・空き家対策の推進 ② 住宅の耐震化の促進 ③ 公営住宅の再編・管理 施策 4-2 道路・公共交通網の充実 …………… 52 ① 国道・県道の整備 ② 町道の整備 ③ 公共交通手段の確保 ④ インフラの効率的な維持管理 施策 4-3 治山・治水対策の充実 …………… 54 ① 新丸山ダム建設事業の推進 ② 河川の整備	施策 4-4 上下水道の安定運営 …………… 56 ① 水道事業の運営 ② 下水・排水処理対策の推進 施策 4-5 消防・防災体制の充実……………58 ① 消防団の活性化 ② 消防・救急体制の充実 ③ 地域防災力の強化 施策 4-6 交通安全・防犯対策の充実 …………… 60 ① 交通安全対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 消費者保護 施策 4-7 環境保全・エネルギー対策の推進 … 62 ① ごみの適正収集・処理 ② 再生可能エネルギーの推進

【基本方針5】ともに考え、ともに創るまちづくり	
施策 5-1 交流・関係人口拡大 ・プロモーションの推進 …… 64 ① 国際交流の推進 ② 交流・関係人口の拡大 ③ プロモーションの展開 施策 5-2 多様な主体との協働の推進 …………… 66 ① 地域自治活動の促進 ② 課題対応型の自主的な活動の促進 ③ 幅広い官民連携の推進	施策 5-3 共生社会の実現 …………… 68 ① 共生社会に向けた意識づくり ② 相談支援体制の強化 ③ 社会で活躍しやすい環境づくり 施策 5-4 効率的な行財政運営 …………… 70 ① 行政DXの推進 ② 公共施設マネジメントの推進 ③ 財政の健全化 ④ 広域行政の推進

施策 | 子育て支援・少子化対策の推進

施策の基本方針

結婚支援や、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援により、安心して子どもを産み・育てられる地域を築きます。

現状と課題

- 本町の年少人口（0～14歳）は、平成26（2014）年～令和5（2023）年の10年間で23%減少、そのうち0～4歳は35%減少と乳幼児の減少率がさらに大きくなっています。持続可能なまちを維持するためには、子育てしやすい環境づくりを進め、子どもの人口減少傾向に歯止めをかける必要があります。
- 本町では、育児と仕事が両立できる環境づくりのために、保育施設の整備や放課後児童クラブ、一時保育、病児・病後児保育の拡充などの保育サービスの充実を図ってきました。今後も保護者の就労ニーズの高まりや働き方の多様化が進むことが想定されることから、引き続き多様な保育ニーズに応えていく必要があります。
- 町内で結婚・出産する世帯を支援するために、新婚世帯向けの住宅取得補助、生活支援補助など、新婚世帯への経済的支援を実施してきました。子どもの人口減少対策として、引き続き新婚世帯向けの支援策の充実を図る必要があります。
- 経済的不安などから、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は高く、安心して子育てができるよう、さまざまな相談ができる体制を構築する必要があります。
- 妊娠期から、出産、成長期になるに伴い、子育て世帯が抱える悩みや困難は変化してきます。これまで、「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に努めてきましたが、今後も保護者の不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる環境を整備することが重要になります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
結婚新生活支援補助金受給件数	件	R5	3	5	6
3歳未満児保育申込受入率	%	R5	100	100	100
パパママ教室受講率（初妊婦）	%	R5	83.3	85.0	87.0

施策の方針

① 子育てと仕事の両立支援の充実

- 特にニーズが高い未満児保育向けの人員やスペースを確保し、未満児保育の受け入れ体制を充実します。
- 一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイやトワイライトステイなど、ニーズに柔軟に対応した保育サービスの提供を進めます。
- 保育施設及び福祉センターの定期的な点検や保守によって不具合が発生しそうな部分を修理する予防保全を進めるとともに、老朽化した保育園等の改修を進め、保育施設等を良好な状態に維持し、安全安心な保育サービスを提供します。
- 保育施設の集約化などについて、効率的な事業の実施方策を検討します。
- 子どもを出産しても安心して仕事が続けられるために重要となる職場の環境整備に向けて、育児休業制度の利用促進や事業者への意識啓発を進めます。
- 子育て世帯が安心して就労できるよう、保育園や学童保育の受け入れ時間の拡大、保育職員の増員による児童の受入数の拡大を図ります。

② 新婚世帯の支援の充実

- 結婚しやすい環境づくりと新婚世帯の転入を促進するために、新婚世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の補助制度を運用し、新婚世帯への経済的な支援を引き続き実施します。
- より利用しやすい制度とするために、補助金額や要件等の見直しを進めます。
- 制度の利用を促進するために、不動産事業者等と連携し、制度の周知を図ります。

③ 子育て世帯の支援の充実

- 育児不安の解消のための相談・支援をはじめ、子どもとのふれあいや保護者同士の交流の場を提供する「子育て支援センター」の機能の充実を図ります。
- 出産・子育て応援給付金や、各種医療費補助、児童手当、保育料の軽減、ひとり親、未熟児・障がい・難病の子どもなど、子育て世帯の負担を軽減するための経済的支援を継続します。
- 保護者が必要なサービスの情報を得ることができるよう、継続的な情報発信を行っていくとともに、ICT技術を活用したサービス提供の充実を図ります。

④ 切れ目のない総合的な支援

- 妊産婦健康診査、産後ケア事業、乳幼児健康診査、保健師・栄養士・助産師による赤ちゃん訪問事業等を推進し、妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな発達を支援します。
- 「こども家庭センター」としての機能を充実させ、妊娠期及び乳幼児期・学童期の健康保持・増進に関する支援と子育て世帯への支援を幅広く切れ目なく行う包括的支援体制づくりを進めます。
- 小1プロブレム（※）などの課題に対応するため、保育園と学校との連携を強化します。
（※）小1プロブレムとは、小学1年生の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、授業規律が成立しない状態が続くことです。

施策 | 1-2 | 健康づくりの推進

施策の基本方針

町民一人ひとりの健康管理意識を高め、それぞれに応じた健康づくりに取り組むこと
によって、健康寿命を伸ばします。

町内外の医療機関が連携することで、安心して医療が受けられる環境を整えます。

現状と課題

- 産後ケア事業は、産後母親の育児不安解消につながっており、授乳トラブルの解消、産後うつ
の予防、新生児の虐待予防に効果があります。今後も支援を必要とする産婦に対し、即時
対応して相談しやすい関係性を構築していく必要があります。
- 特定健康診査の受診率は向上しており、受診勧奨の効果が見られるものの目標値（60%）に
は届いていません。高い年齢層が受診率を押し上げているため、若年層の受診率を高めるこ
とが課題となるとともに、引続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ医療費の増大を
抑制していく必要があります。
- 特定保健指導の実施率は県に比べて高い水準で推移しています。引続き対面での保健指導に
とどまらず、外部委託やオンライン化など利用しやすい保健指導の環境を整えていく必要が
あります。
- 目的や評価指標を明確にした上でデータを活用した科学的な分析・評価に基づいた保健指導
が求められますが、そのデータの集積のためにも受診率の向上が必要となります。
- 有所見者を増やさないため、メタボリックシンドローム対策、肥満対策、食事や運動等の生
活習慣の改善などに向けた保健指導が重要となります。併せて若年層に対する生活習慣病予
防及び生活習慣の改善に向けた取組も必要となります。
- がん検診の受診率は全体で約15%程度にとどまり、検診希望調査において受診を希望すると
回答した人も、実際は受診していない人が多いことから、今後は受診しやすい体制整備や受
診行動につながる勧奨方法を見直すとともに早期発見、早期治療につなげて医療費の削減に
取り組む必要があります。
- 今後の医療ニーズの増大に対応するためにも、病院・診療所の維持に努めるとともに、町外
の医療機関との連携も強化する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
特定健康診査の受診率	%	R5	51.2	70.0	70.0
ぎふ・すこやか健診の受診率	%	R5	21.5	29.3	32.1
胃がん検診受診率	%	R5	4.7	5.5	9.5
肺がん検診受診率	%	R5	12.8	14.0	18.0
乳がん検診受診率	%	R5	8.5	9.5	13.5

大腸がん検診受診率	%	R5	16.0	17.0	21.0
子宮頸がん検診受診率	%	R5	6.2	7.5	11.5

施策の方針

① 総合的な健康づくりの推進

- 「やおつ・まるごと はつらつ計画」にもとづき、自分の健康は自分で守るという意識を持って町民が主体的に取り組む健康づくりを促進します。そのため、学童期を含む若年層の健康教育を強化し、町民全体の健康意識の向上を図ります。
- 「八百津町いのちささえる計画」にもとづき、町民が抱える問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や関係機関・団体・地域とのネットワークを強化し、心の健康づくりを進めます。
- 常に妊婦・産婦の状況を把握し、個々にきめ細かく相談対応している、こども家庭センター機能を活用して子どもたちの成長に寄り添った継続的な支援をしていきます。

② 健診・保健指導の充実

- 特定健診、ぎふ・すこやか健診及びがん検診受診率向上を図るために、母子保健事業や教育委員会、保育園、学校、PTA等他機関との連携等による受診勧奨を推進します。
- 民間業者と連携し、データ分析による科学的根拠に基づいたわかりやすい案内作成や、ナッジを活用した個々に応じた効果的な勧奨資材の利用を進めるとともに、医療費を抑制するため各種事業にも活用します。
- 胃がん・大腸がん・肺がん等のがん検診が受診しやすい環境整備を進めるために、医療機関での受診が可能となるよう管内市町村及び医師会との連携・調整を図ります。
- 特定保健指導を利用しやすく続けやすくするために、オンラインやメール等のツールを活用し、自身の生活の中に取り込みやすい手法を取り入れます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、病気の重症化予防、要介護者の減少を図ります。
- 高齢者の個別支援を行うハイリスクアプローチと、サロンなどの通いの場への積極的な関与を行うポピュレーションアプローチを効率的に実施するために、データの蓄積と専門家による調査分析を行います。

③ 医療体制の充実

- 医療体制の充実は町民にとって不可欠なため、今後も維持・推進を図ります。
- 遠隔診療や訪問診療の構築、巡回診療体制整備等、新たな診療体制整備について、全庁的かつ医師会や医療関係機関等との協議・連携を検討します。
- みのかも定住自立圏共生ビジョンにおける事業により、町内外の医療機関との協力体制の充実に努めます。
- 地震災害や風水害、土砂災害などの大規模災害における罹災者の医療救護を迅速に対応するため、関係機関と協議・連携するとともに、「八百津町防災計画・八百津町医療救護計画」に基づいた医療体制の充実を図ります。

施策 | 1-3 | 地域福祉の推進

施策の基本方針

住民の誰もが地域の問題に主体的に参加し、企業・ボランティア・NPOや住民団体などの多様な主体の担い手と行政が協働して支え合うことで、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を実現します。

現状と課題

- 平成28（2016）年4月に36.2%だった町の高齢化率は、令和4（2022）年4月には40.8%まで進行しており、高齢化が進む中でも住み慣れた地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。
- 新型コロナウイルスの影響により、一時的に停滞してしまった地域住民によるいきいきサロン・カフェなどのふれあい活動も元の状態に戻りつつあり、今後も、高齢者や障がいのある人、子育て世代などの多様な人たちが交流できる機会を一層拡充し、人と人とのつながりを強める必要があります。
- 福祉活動に参加してきたボランティアの高齢化が進み、福祉活動へ参加する人の減少が懸念されます。そのため、子どもに限らず大人も含めて、地域福祉に関する学習・体験機会を増やし、福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供が求められるとともに、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、行政や社会福祉協議会を中心に、福祉事業所、生活支援コーディネーター、民生児童委員、ボランティア等の各相談窓口相互のネットワークの強化等、相談体制の充実が必要です。
- 高齢者等が増加している中で、具体的な将来の不安について、多くの方が「買い物や通院などの移手段」を挙げています。誰もが外出したくなるような環境づくりとともに、外出等の移手段の確保が必要です。
- 地域での自主防災組織活動や社会福祉協議会との連携による、災害ボランティアの育成・確保、災害ボランティアコーディネーターの育成などに努めていますが、災害ボランティア登録者は減少しており、災害ボランティアへの関心を高めていく必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
地域サロンの開催団体数	団体	R5	40	41	42
認知症サポーターの養成人数（累計）	人	R5	1,844	2,500	3,000
ボランティア教室の開催回数	回	R5	1	2	2
福祉ボランティア団体数	団体	R5	21	22	23

施策の方針

① 地域福祉活動の推進

- 地域で支え合う・助け合う地域福祉の気運を醸成するために、保育園や小・中・高校と連携して、福祉教育を推進します。
- 「認知症サポーター養成講座」などを通じた、福祉人材の養成を図ります。
- 地域の福祉協力員や民生児童委員などとの地区懇談会を開催し、地域の福祉の現状について理解を深めるとともに、必要な見守り・助け合い活動を検討し、活動につなげていきます。
- ふれあいいきいきサロン活動などを活性化し、住民同士の交流活動を促進します。
- 地域のニーズを調査、把握したうえで、高齢者の見守り台帳の作成と活用、「おしゃべり隊」や「みまもり隊」の活動など、地域の支え合い活動を推進します。

② 相談・情報提供体制の確立

- 職員の研修受講に努めて、職員の対応力（専門性）を高め、誰もが安心して相談できる窓口を構築します。
- 社会福祉協議会、民生児童委員、福祉協力員や福祉活動推進委員、各事業所や関係機関などの関係者・関係機関の相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制の強化を図ります。
- 各分野の制度のはざまにある複雑化・複合化した課題に対して、分野や世代を超えて対応できるよう重層的支援体制の整備に向けた取組を進めます。
- 「広報やおつ」「やおつ福祉だより」等の広報紙をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビやデジタル技術の活用により、必要な人に必要な情報が届くよう、福祉・保健・医療に関する情報提供の充実を図ります。

③ 地域福祉の体制強化

- ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化を図るとともにボランティア養成講座等の担い手の育成につながる事業を推進します。
- 社会福祉協議会の自主財源の確保、職員の専門性の向上、積極的に地域に出向くことによる住民との信頼関係の構築などにより、社会福祉協議会の基盤強化を促進します。
- 災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿の整備を引き続き行うとともに、個別避難計画の策定の推進など緊急時における支援体制の強化を図ります。

施策 | 1-4 | 高齢者福祉の充実

施策の基本方針

介護が必要になっても住み慣れた自宅や住み慣れた地域で暮らせるための支援サービスを提供し、高齢になってもいつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 令和7（2025）年に団塊の世代がすべて後期高齢者となることから、介護サービスの利用者は、ますます増加していくものと見込まれます。今後のサービス需要を適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活を送ることができるようするために、要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるような複合的なサービスを充実する必要があります。
- 新規に要支援の認定を受けた者の平均年齢に若年化の傾向がみられること、疾患別割合で骨関節疾患の割合が急増していることなどから、フレイル予防のための運動機能向上に特化した介護予防教室を継続的に実施する必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けては、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターが中心となって、医療、介護、介護予防、生活支援を包括的に提供できるように、関係機関と連携して事業推進体制を強化する必要があります。
- 令和7（2025）年に高齢者の5人に1人が認知症といわれ、令和6（2024）年1月1日に施行された「認知症基本法」の「新しい認知症観」に基づいた事業内容が重要視されるようになることから、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員のスキルアップを図り、認知症施策を広く実施することが急務となっています。
- いきがいのある充実した生活を送るためには、シルバー人材センター、老人クラブ、生涯学習・スポーツなど、経験や能力を生かす場や多様な人々との交流の場を拡充することが必要であります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
介護認定率	%	R5	18.4	18.6	19.5
一般介護予防事業 参加実人数	人	R5	154	200	230

施策の方針

① 介護サービスの充実

- 「やおつ高齢者いきいきプランIX（第9期介護保険事業計画・老人福祉計画）」（令和6（2024）年3月）で見込まれるサービス量が提供できるように、サービス事業者と連携してサービス基盤の確保を図ります。
- 介護サービスの質の向上と確保を図るために、効率的、効果的な指定および指導の実施に努め、指導監督業務の質の向上に取り組みます。
- 調査員の研修などによる介護認定の適正化やケアプランの点検を実施し、介護給付の適正化に取り組みます。
- 認定調査におけるDX推進を図ります。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

- 介護予防教室の「お元気サロン」と「体力脳力向上教室」の継続・拡充を図るとともに、新たな介護予防の手段であるeスポーツなどを通して、広く事業展開を実施します。
- トレーニング機器を利用した「らく楽自主トレーニング」の開催時間を増やすなど、自主的な運動と参加者同士の交流を促進するとともに、トレーニング機器を耐用年数に応じて更新、又は新規購入して充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がいつまでも自宅で安心して生活できるように、生活用具・福祉用具の給付・貸与、配食サービス、移動支援などの生活支援サービスの充実を図ります。
- 医療・介護・健診情報を一元管理するデータベースを活用して、高齢者の保険事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

③ 地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援、総合相談や権利擁護事業などを総合的に推進します。
- 地域ケア会議などの研修会を通じて、多職種間で情報を共有し、在宅医療と介護の連携を深めていきます。
- 認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられるように、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動強化、認知症ケアパスの普及や認知症介護者の交流事業などの認知症施策を推進します。

④ 生きがい・社会参加の推進

- 高齢者が培ってきた経験や能力を活かしていくため、シルバー人材センターによる高齢者の就労促進、老人クラブ活動の支援による高齢者同士の交流促進、生涯学習・生涯スポーツの参加促進などにより、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

施策 | 1-5 | 障がい者福祉の充実

施策の基本方針

すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され、地域で共生して暮らせる社会を実現します。

現状と課題

- 令和5（2023）年度に「第6次八百津町障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでいます。今後も障がい者の自立と社会参加、必要な生活支援や療育支援などの取組を進めるとともに、安定的な障がい福祉サービス等を提供していくことが必要です。
- 町内だけでなく、より多くのニーズに対応するため、近隣市町の福祉施設を含めた広域圏で連携して福祉サービスの利用につなげていく取組が必要となります。
- 複雑化・複合化する課題に対して、課・係を越えた協力・連携を図るため、庁内連携会議を実施するとともに、中濃圏域の相談事業所（5事業所）によるバックアップ機能を活用して相談対応を行っています。今後も、こうした横断的な連携を強化し、重層的な支援に取り組む必要があります。
- 複雑な障がい福祉の制度や障がいのある方が必要とされる情報について、円滑に情報を取得・利用できるよう、障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実を図る必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
就労移行支援（※1） 年間延べ利用人数	人	R5	2	2	2
就労継続支援 A型（※2） 年間延べ利用人数	人	R5	15	17	19
就労継続支援 B型（※3） 年間延べ利用人数	人	R5	32	35	39

（※1）就労移行支援とは、就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

（※2）就労継続支援A型とは、企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

（※3）就労継続支援B型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。

施策の方針

① 生活支援・療育支援の充実

- 障がいのある人が主体的に必要なサービスが選択できるように、各種サービスの周知を図るとともに、福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた課題に対応できるようにするため、コーディネーターを配置して、広域圏域内のより多くの事業者とのネットワークを強化していきます。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置や支援調整コーディネーターの配置を進めるために、近隣市町村とともに協議を進めます。
- 圏域内の相談事業所のバックアップ機能を活用しながら基幹支援相談センターで複雑、多様化している相談に対応するとともに、自立支援協議会の活性化を図り、課題解決に向けた取組を進めます。
- 障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育を推進します。

② 雇用・就業の促進

- ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、事業所への広報・啓発活動に取り組み、一般就労の拡大を図ります。
- 障がい者の法定雇用率を上回るよう、町職員の計画的な障がい者雇用に努めます。
- 相談員や事業所と連携を図り、就労移行支援、就業継続支援A型・B型などの就労支援サービスの利用につなげます。
- 障害者就労施設からの物品・役務の優先的な調達を促し、障がいのある人の仕事の確保と工賃のアップを支援します。
- 農福連携に関する情報収集等を行い、障がい者の就労機会の拡大に向けた取組を進めます。

③ 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 障がいを理由とする差別の解消に向けて、様々な機会をとらえて障がいや障がい者の理解を深めるための啓発・広報を推進します。
- インクルーシブ教育（※）への理解を深める取組を進めます。
- 本人の意思を尊重しながら、その生活を守り権利を擁護するために、成年後見支援センターによる支援を進めるとともに、可茂圏域の権利擁護推進協議会を通じて圏域市町村との情報共有及び相談支援体制の充実を図ります。

（※）インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことで。

施策 2-1 人道のまちづくりの推進

施策の基本方針

他者の価値観を認め尊重することが人道精神の根幹であることから、本町に所縁のある杉原千畝氏の功績を学び思想に触れることで、他者を思いやる心を培い、共生社会の形成・発展につなげます。

現状と課題

- 第2次世界大戦中、数千人もの尊い命を救った元外交官・杉原千畝氏の精神を受け継ぎ、氏の命日である7月31日を含んだ一週間を「杉原ウィーク」と称して、短歌大会をはじめとする平和を願う様々なイベントの開催や杉原千畝記念館での企画展開催など、杉原千畝氏の顕彰と町民の人道精神を高める取組を進めています。
- 学校教育において、各校に「人道の部屋」を設けて学習成果を展示するとともに、短歌大会への参加、人道創作劇の公演、町内中学生の作詞・作曲の人道の歌の制作、児童生徒会サミットなどを通じて、平和の大切さ、命の尊さ、思いやりの心を育てています。
- このような人道教育で学んだことを児童・生徒が考え、演じることで、当時の杉原千畝氏の状況や想いを感じることができるとともに、成果の発表を通じて町民に「思いやりの心の大切さ」を伝える機会となり、人道のまちづくりにつながっています。
- 単に杉原千畝という人物や歴史についての知識を習得するだけではなく、人道精神についてのより深い学びや、人権について自ら考える習慣を身につけることが必要であり、そのために、すべての年代の町民が学ぶ機会を設け、思いやりのまちづくりを根付かせることが重要です。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
杉原千畝記念短歌大会の応募総数	人	R5	2,963	3,200	3,400
人が困っている時には進んで助けると答えている児童(小6)生徒(中3)の割合(全国学力学習状況調査)	%	R6	児童 98.8 生徒 93.2	児童 90.0 生徒 90.0	児童 90.0 生徒 90.0
いじめはどんなことがあっても許されないと答えている児童(小6)生徒(中3)の割合(全国学力学習状況調査)	%	R6	児童 96.3 生徒 98.6	児童 90.0 生徒 90.0	児童 90.0 生徒 90.0

施策の方針

① 人道精神の普及・啓発

- 他者と自己との違いを認め尊重する精神について、すべての年代の町民が学ぶ機会として、「杉原ウィーク」を継続開催するとともに、関連事業の充実を図ります。
- 杉原千畝記念館の展示の充実や関連イベントの開催を行うとともに、記念館や人道の丘の魅力を国内外に発信して、より多くの人に対して人道のまちについての周知を図ります。

② 人道教育の推進

- 本町に縁のある杉原千畝氏から学ぶ人道教育を受けることは、郷土愛を育むとともに、困難に立ち向かう際、自分自身が他者と協力して解決を図るうえで必要な技能を身につけることができる教育効果が期待できることから、今後も継続して人道教育に取り組みます。
- 人道教育を通じて、自らの大切さや、人を尊重する意識を育み、いじめの防止につなげていきます。

施策 2-2 学校教育の充実

施策の基本方針

「夢・志」や「人道」をベースにしつつ、たくましく、あたたかく、しなやかに未来を生きぬく「未来を拓く力」を有する子どもを育てます。

現状と課題

- これまで「夢・志」や「人道」をキーワードに、特色のある教育を推進してきましたが、この蓄積をもとに、さらに未来を生き抜く力を育む教育の充実を図る必要があります。
- 杉原千畝氏の人道精神を継承するための人道教育、中学生の海外派遣や海外との交流授業ならびに外国語指導助手の配置による英語教育などによるグローバル教育、演劇ワークショップの開催などによるコミュニケーション教育など、本町の教育の質を高めるため、特色のある教育を今後も推進する必要があります。
- 全小中学校にタブレット端末を配布するとともに、教職員向けの研修の実施により教職員の指導力もレベルアップし、ICTを積極的に活用しています。しかし、学校・学年でアプリの活用状況に差が生じていることから、さらに積極的に活用をしていく必要があります。
- 県立八百津高等学校と八百津中学校・八百津東部中学校は、県教育委員会の連携型中高一貫教育校として位置付けられ、キャリア教育や連携型入試の取組、相互理解などの推進、交流授業の充実等が取り組まれています。
- インクルーシブ教育が注目されており、誰もが安心して学ぶことができる場を提供するために、支援員・相談員の配置を充実する必要があります。
- 休日部活動の地域移行事業は、中学生を地域で育てていくために「八百津町地域クラブ」で実施することにしており、地域との連携が今後ますます重要になります。
- 学校施設の老朽化や特別支援教室など新たな教室の設置の必要性から、学校施設の維持改修費用の増加が予想されます。一方、児童生徒数は年々減少しているため、少人数により活動が制約される問題が危惧されます。そのため、子どもたちにとってふさわしい教育環境を実現するために、「八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会」の答申を受け、今後の方向性を検討しています。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
教育相談員相談対応件数	件	R5	291	300	300
学校に行くのは楽しいと思っている児童(小6)生徒(中3)の割合(全国学力学習状況調査)	%	R6	児童 85.4 生徒 75.6	児童 90.0 生徒 90.0	児童 90.0 生徒 90.0

先生は、あなたの良いところを認めてくれていると思っている児童（小6）生徒（中3）の割合（全国学力学習状況調査）	%	R6	児童 98.7 生徒 91.3	児童 90.0 生徒 90.0	児童 90.0 生徒 90.0
将来の夢や目標を持っている児童（小6）生徒（中3）の割合（全国学力学習状況調査）	%	R6	児童 90.2 生徒 62.2	児童 90.0 生徒 90.0	児童 90.0 生徒 90.0
児童生徒がタブレット端末を週4回以上活用する学校数	校	R6	3	5	6

施策の方針

① きめ細かな教育内容の充実

- 杉原千畝氏の人道精神を継承するための人道教育を引き続き推進するとともに、英語教育、コミュニケーション教育、情報教育など、「未来を拓く力」を育むための教育の充実を図ります。また、中学生の海外派遣事業を実施し、国際感覚を有する人材を育成します。
- 少人数の特色を生かして個別最適な学びと基礎学力の定着を図るために、きめ細かい指導体制の充実を図ります。
- 社会で通用する情報活用能力を高めるために、タブレット端末やアプリの積極的な活用を進めます。そのために、子ども向けの情報リテラシー研修や教員向けのICT端末活用研修の充実を図ります。
- 特別支援教育については、教育相談員、教育振興指導員、割愛指導員が主となって、個別指導計画に基づき、個々にあった指導を推進します。
- 県立八百津高校との中高一貫教育の推進、さらに幼児期から一貫した教育の充実のための保小中高連携の強化を図るとともに、児童・生徒や保護者、町内外に取組状況を発信します。

② 学校と地域との連携強化

- 中学校の休日部活動地域移行の受け皿となる「八百津町地域クラブ」の体制強化を支援し、休日部活動地域移行事業の円滑な推進を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるために、「学校運営協議会」で学校の目標やビジョンを地域で共有するとともに、幅広い住民や企業・団体の参画による地域学校協働活動を推進します。そのために、「学校・家庭・地域連携推進員」の配置を進めます。
- 地域課題をテーマとした高校生の活動を支援するなど、高校との連携を強化し、高校の魅力づくりを促進します。
- 「いのち」を育む食育の指導と学校給食における地産地消を推進します。

③ 最適な教育環境の整備

- 八百津町学校施設長寿命化計画に基づき、児童生徒が安全・安心して学校生活を送れるよう、老朽化した施設の改修や設備の更新などを計画的に推進します。
- 学校タブレット端末導入、校務支援システム、ネットワーク機器の更新など、学校におけるICT環境の充実を推進します。
- 「八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会」の答申を踏まえて、小中学校の再編方針を検討します。

施策 2-3 生涯学習の推進

施策の基本方針

豊かな人生を送るために重要になる生涯を通じて学ぶことができる多様な学習機会を充実します。

現状と課題

- 公民館講座を中央公民館と各地区出張所施設にて開催していますが、講座の開催は平日の日中がほとんどのため、参加者の年代が中高年に偏っているのが現状となっています。そのため、全体的に参加者の人数も減少傾向にあることから、より町民の関心を惹けるような講座企画をすることが課題となっています。
- 受講生の募集は、みのかも定住自立圏応援生涯学習情報誌「学びのとびら」で案内していますが、情報誌の内容の伝達方法を工夫する必要があります。
- 錦津コミュニティセンター以外の公民館・センターの老朽化が進んでいますが、厳しい財政状況などを理由に、その多くが不具合に応じて修理する事後保全となっています。今後、安全・安心に関わる修繕については、最優先で対応する一方、計画的な施設の再編を検討する必要があります。
- 青少年の健全育成に向けて「八百津町青少年育成町民会議」を中心に、青少年と地域の人や親子の交流活動、啓発・見守り活動を実施しており、今後も家庭や学校、地域と連携・協力して、活動の場を広げる必要があります。
- インターネット社会の広がりにより、青少年のトラブルも多くなり社会問題となっています。インターネットやSNSの適切な利用に向けた啓発をさらに進める必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
講座参加者数	人	R5	219	230	240
中央公民館図書室利用者数	人	R5	3,777	3,850	3,900
中央公民館図書室貸出し冊数	冊	R5	8,469	8,750	9,000

施策の方針

① 生涯学習の充実

- 生涯を通じて学ぶことができるように、子どもから高齢者までそれぞれの生活様式やニーズ、関心等に応じた講座の充実を図り、多様な世代の学習活動を支援します。
- 公民館図書室・図書コーナーの充実や講演会の開催などを通じて、学習機会の提供を図ります。
- 生涯学習に関する講座や催事の情報を多くの住民に周知するために、多様な媒体の活用による効果的な情報提供を推進します。

② 生涯学習施設の充実

- 町民一人ひとりが自由に学べる環境を充実させるために、公民館・センター等の施設の効率的な維持管理・修繕・長寿命化の方法などを検討します。老朽化が進む町内の公共施設について、学校施設など他の公共施設の再編整備に合わせ、公民館・センター等との複合化などを計画的に進めます。
- これまでと同様に事後保全を基本としますが、中央公民館、錦津コミュニティセンターについては、予防保全型に切り替え、建物の良好な状態を維持します。

③ 青少年の健全育成

- 青少年育成町民会議の事業を通して、親と子、地域が一体となった活動の継続・発展を支援します。
- 二十歳という節目に大人になるという自覚を意識させることを目的とした、式典「二十歳の集い」を引き続き開催します。
- インターネットの利用が青少年の健全な成長の妨げとならないように、インターネット上の情報の取捨選択や社会的に逸脱した思想の回避、犯罪への加担の回避など、インターネットやSNSを利用する上で必要な基本的な知識について、学年・段階に応じた啓発・周知を図ります。

施策 2-4 生涯スポーツの推進

施策の基本方針

子どもから高齢者まで、多様な町民が参加するスポーツ活動を活発に展開し、健康づくりや体力向上、親睦や交流が図られる、豊かな地域社会を形成します。

現状と課題

- 体育協会、総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」、スポーツ少年団などの主催で各種スポーツ大会、スポーツ教室が開催されています。新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が減少しましたが、スポーツに対する町民の関心は高く、スポーツを通じて、体力づくりや健康維持をできるような環境をつくるため、スポーツ大会やスポーツイベントの開催など、多様な町民が気軽に参加できる機会を増やす必要があります。
- B & G海洋センター艇庫がある蘇水公園では、初心者でも安心して多様なウォータースポーツを楽しむことができることから、スポーツを行うきっかけづくりとして今後も活用していくことが必要です。
- 蘇水公園は、人工芝の多目的グラウンド・野球場・テニスコートを備えた総合公園であり、様々な大会やイベントの開催が可能であることから、スポーツ振興のための有効活用が必要です。
- 現在、八百津町体育協会及び地区体育協会、チャレンジクラブ802、スポーツ推進委員などが活動しており、スポーツ活動を推進するためには、こうした組織の活性化を図る必要があります。
- 多くのスポーツ施設において老朽化が進んでおり、厳しい財政状況の中で、維持管理を進める必要があります。その一方で、スポーツへの関心はあるものの、利用者数は減少傾向にあることや、施設によって利用率が偏っていることから、優先順位を検討して計画的な改修・維持管理を進める必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
スポーツ施設年間利用者数	人	R5	67,065	67,400	67,800
スポーツ指導員の研修参加者数	人	R5	36	40	45
B&G海洋センター艇庫利用団体数	団体	R5	18	25	30

施策の方針

① スポーツ活動の推進

- スポーツ団体と連携して多くの町民が関心を持つようなスポーツイベントを企画・開催し、スポーツ活動に参加するきっかけづくりを進めます。
- 小中学生を含む若年層の運動の習慣化への支援はもとより、運動習慣が継続しにくい30代以上の年代が気軽に運動に取り組める催しや教室を開催し、積極的な周知を図りより多くの町民が参加する機会を提供します。
- 蘇水公園を活用して各種スポーツ大会やスポーツイベントの開催誘致を進めるとともに、学校や各種団体と連携して艇庫の利活用を進め、様々なかたちでスポーツに親しむ機会を創出します。

② スポーツ組織の活動促進

- 八百津町体育協会及び地区体育協会、総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」など、スポーツ組織による活動を支援するとともに、組織間の連携を促します。
- 幅広い住民のスポーツ活動の促進を図るために、B & G海洋センターの指導者やスポーツ推進委員の育成と活動の促進を図ります。
- 関係団体と連携して、中学校の部活動地域移行の受け皿となる「八百津町地域クラブ」の活動を支援します。

③ スポーツ施設の整備・活用

- 多様なスポーツ大会・イベントの開催を促進するために、スポーツ活動の拠点となる蘇水公園の整備拡充を推進します。
- 利用者が快適にスポーツを楽しむことができるように、八百津町公共施設個別施設計画に基づき、老朽化したスポーツ施設の計画的な改修・維持管理を進めます。
- 気軽にスポーツ施設の利用ができるように、利便性の高い施設の予約方法の検討を進めます。

施策 2-5 地域文化の継承と創造

施策の基本方針

町民が積極的に芸術・文化に携わり、豊かな生活を送ることを目指します。
 町民が郷土の文化を理解し、誇りを持ち、郷土の文化が次世代に継承されることを目指します。

現状と課題

- 八百津町文化協会の所属団体に対して、公民館施設の使用料の減免、補助金の給付などの活動支援を行っています。しかし、協会員の高齢化により活動の維持が困難になり脱会する団体が増えており、組織の活性化が課題となっています。
- 本町の芸術・文化の振興を図るために開催している筑前琵琶演奏会やささゆりコンサートなどは、芸術文化が鑑賞できる貴重な機会となっており、今後も継続して開催する必要があります。
- 連携大学との文化交流事業として、学生によるコンサートの開催や中学生との歌の交流を実施しており、相互の芸術文化の振興を図るうえで今後も継続していくことが重要となります。
- 地域の文化として各種文化財や伝統文化の価値を知り、未来に伝えていくために、各地区における文化財の保存・維持管理を進めていますが、山車や倉庫などの保存状態を確認できるもの以外は、保存状態が十分確認できていない文化財もあり、定期的な調査が必要となっています。
- また、芸術・文化の振興や地域における文化財の継承などを継続しつつ、これまで受け継がれてきた文化の礎をもとに新たな文化を創造することが望まれます。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
芸術観賞会の参加者数	人	R5	729	750	800
中学校芸術鑑賞会参加者の満足度	%	R5	63.0	70.0	80.0
文化協会の会員数	人	R5	246	250	255

施策の方針

① 芸術・文化活動の促進

- 八百津町文化協会及び所属団体の活動を支援し、地域に根付いた芸術・文化活動を継続的に支援します。
- 各種文化団体の活動の成果を発表できる場を提供し、団体の活動意欲を高めるとともに、多くの人に活動内容を知ってもらい、文化活動への関心を高めます。
- 芸術・文化に関わる人々の裾野を広げるために、芸術・文化活動を楽しむ人々の交流機会の提供、新たに活動するグループの発掘・育成を図ります。

② 芸術・文化への参加機会の拡充

- 芸術・文化に触れることができる貴重な機会となっている筑前琵琶演奏会やささゆりコンサートならびに連携大学との文化交流事業を引き続き実施します。
- 文化団体の活動や演奏会等の公演等の情報提供を拡充し、芸術・文化活動に参加できる機会や鑑賞できる機会の周知を図ります。

③ 文化財の保存・活用

- 文化財や伝統文化を保存・継承している団体等の活動を支援し、町の文化財や伝統を守るとともに、次の世代への継承を図るとともに、郷土に対する誇り、愛着を育みます。
- 文化財や伝統文化について、知る・体験する機会を拡充し、本町の文化財や伝統文化の価値を多くの人に周知するとともに、本町のプロモーションにも活用します。
- 町の貴重な文化財の保存を図るために、調査・収集に努めます。

施策 3-1 農業の振興

施策の基本方針

農業を取り巻く厳しい環境の中でも、担い手の育成・確保により、新規就農者、集落営農組織、農業参入法人、規模拡大を目指す農業経営体や、自家消費を中心とした小規模な農家など、多様な農業形態による農業生産を展開します。

現状と課題

- 町内不在農地所有者の増加、農業者の高齢化、後継者不足、担い手不足等により耕作されない農地が急速に増えており、農業用地の荒廃を防ぐ必要があります。耕作者の減少により、農地や農業用施設の管理の負担が増すなど、農業者を取り巻く環境がますます厳しくなっています。
- 一方で、意欲ある新規就農者が参入し始め、関係機関と連携して就農支援を行っていますが、この動きを就農定着に確実につなげるために、新規就農者の支援の充実を図る必要があります。
- 自家消費を中心としたコンパクトで環境負荷の少ない農業を行う農家が多く、また、地域の景観維持に果たす役割も大きいため、小規模な農業経営が継続できるようにする必要があります。
- 生産性向上を図るため、農業の機械化・基幹作業受委託を進めているとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用して、集落で耕作放棄地の解消・発生防止等の農地保全活動に取り組んでいます。今後、農業の維持・発展のためには、効率的な生産組織・営農体制の強化、スマート農業技術の活用や農地の保全と有効活用を図る必要があります。
- 鳥獣被害の拡大は、農業者が耕作意欲をなくす要因となっています。現在実施している公共捕獲等による鳥獣の個体管理と、農業者の実施する被害防止策の支援をさらに強化する必要があります。
- 現在、栗の生産拡大による地産地消事業を推進しており、今後は栗きんとんを含め多様な製品のブランド化に取り組むことが必要です。
- 有機農業については、社会的にも関心が高まっており、国も令和32(2050)年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する目標を掲げています。町内でも有機農業を志す農業者が現れ始めており、慣行農法との共存を図りながら推進する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
農地の集積率	%	R5	4.8	10.0	15.0

施策の方針

① 担い手の育成・確保

- めぐみの農協、可茂農林事務所、農業委員会等と連携を深め、農地のあっせん、各種補助制度の活用、営農相談など、就農支援サポートチームで就農定着に向けた支援を推進します。
- 「新規就農者育成総合対策事業」などにより、認定新規就農者の就農直後の必要な資金を助成し、経営の確立を支援します。
- 新規就農者、集落営農組織、農業参入法人など地域農業を支える担い手の育成・確保を図るとともに、農業者グループ等の販路拡大などの活動に対するサポートに取り組みます。
- 今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中、農福連携の推進により、農業と福祉が連携し、障がい者の社会参画と働き手の確保を実現する取組を推進します。

② 生産基盤の充実・生産性の向上

- 安定した農業生産を維持するために、継続的に用排水路等施設整備及び、ため池防災工事の推進を図り、農業基盤の充実を図ります。
- 共同利用施設等整備事業の補助金制度を活用して、農業の機械化・基幹作業受委託を促進します。
- 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等を活用して、集落単位で自主的に農地を維持・管理する活動を支援し、耕作放棄地の解消・発生防止に努めます。

③ 農産物のブランド化の推進

- 町内栗商品製造業者へ納入する本町産栗の生産拡大を図るために、町内の栗生産者に対する資金的・技術的支援を行い、栗の地産地消を推進します。
- 栗の生産拡大を図るとともに、「栗きんとん」をはじめ、幅広い栗製品をPRして、ブランド化を進め、6次産業化に積極的に取り組みます。
- ふるさと納税を活用し、農産物のブランド化を推進します。
- 意欲ある農業者等が目指す、農産物のブランド化の取組を支援します。

④ 鳥獣害対策の強化

- 公共捕獲の実施や、農業者の実施する電気柵の設置など被害防止策に対する支援を行い、鳥獣害対策の強化を図ります。
- 銃猟免許・わな猟免許取得費用に対する補助を実施して、鳥獣害対策の担い手の育成・確保を図ります。
- 捕獲したイノシシ等のジビエ利活用を推進します。

⑤ 地球温暖化防止・生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動の推進

- 農業の有する多面的機能を発揮するとともに、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組を支援します。
- 有機農業を推進しやすい地域において、近隣市町村とも連携を深め、慣行農法との共存を図りながら、環境保全型農業直接支払交付金等を活用して、有機農業への取組を推進します。

施策 3-2 林業の振興

施策の基本方針

多面的な機能を有する豊かな森林と「伐って・使って・植えて・育てる」という循環型林業が、将来にわたって持続できるような森林の整備・管理を行います。

現状と課題

- 木材価格の低下、町内不在森林所有者の増加や担い手不足により、町の面積の8割を占める森林資源を有効に活用しきれいていません。そのため、適切な管理が行われず荒廃した森林が増加しており、今後水源涵養機能の低下や災害の発生など住民生活への影響が予想されることから、森林整備や適正な管理が重要になっています。
- 町有林は、森林組合と連携しながら計画的に森林施業に取り組んでいます。民有林は、森林施業の振興を図るため、林道整備や改良を実施し木材の利活用を促進しています。
- 未整備森林の森林所有者への意向調査、境界明確化や境界測量を実施して森林施業に向けた環境整備を行っています。今後は環境が整った森林の施業をスムーズに進め、未整備森林の解消を図っていく必要があります。
- 里山の利活用では、平成19(2007)年以降、キリンビール(株)、国土緑化推進機構、岐阜県等との協定に基づき、「キリン木曽川水源の森活動」を行ってきました。水源の森は、心安らぐ森林空間として親しまれており、今後も産官民協働による森づくり実践事業として継続的に活動を進める必要があります。
- SDGsの実現、カーボンニュートラルの推進等、自然環境に係わる目標が掲げられるなか、企業の自然環境保全に向けた取組の強化等により、温室効果ガスの排出量削減のため、カーボン・クレジット制度を活用したカーボン・オフセットへの関心が高まっています。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
民有林施業実施面積 (年間) (森林経営計画対象森林)	ha	R5	55.04	60.00	65.00
町有林施業実施面積 (年間)	ha	R5	16.77	35.00	40.00
カーボン・クレジット認証量 (累計)	t-co2	R5	0	500	1,000

施策の方針

① 森林保全の推進

- 「森林経営管理法」の新たな森林管理システムに基づき、私有林所有者の意向調査、境界明確化や境界測量を継続して実施し、効果的な森林管理、森林施業に向けた環境整備を進めます。
- 森林管理が難しい中小規模森林所有者に対して、補助制度の活用等により適切な森林管理を促進します。
- 間伐や伐採跡地の再造林を、補助制度等の活用により推進します。

② 林業振興の推進

- 森林組合等関係機関と連携して、森林経営計画に基づく森林施業の共同化や林業後継者の育成など、長期展望に立った総合的な森林整備を推進します。
- 林道の路面、法面、橋りょうの改良や維持補修、林業事業者の作業道の開設や維持補修の支援などを進め、林業の生産基盤の強化を図ります。
- 間伐材の利活用や木造建築物の積極的な県産材利用を促進し、森林資源の有効活用と木材生産の振興を図ります。
- 森林文化アカデミー等の協力により、森林整備に対する知識・技術・技能等を習得する機会を提供し、新規就業者の育成・確保を推進します。

③ 里山の利活用の促進

- キリンビール(株)、国土緑化推進機構、岐阜県等との協定に基づき、キリンビール(株)の社員や地元ボランティア、林業グループなどと協働して、キリン木曾川水源の森づくり事業を推進します。
- 里山を活用した林業体験や環境学習活動を積極的に促進し、森林や林業に対する理解を深めます。

④ 森林由来カーボン・クレジット制度の活用

- 森林由来カーボン・クレジットの、J-クレジット及びG-クレジット制度を活用し、新たな収益源確保による森林整備の推進を図ります。

施策 3-3 商工業の振興

施策の基本方針

地場産品のブランド力の強化と販売拡大、新規事業の創出、事業継承、町内企業の体質強化、企業の新規立地を進め、地域産業を活性化するとともに、町内で雇用を確保します。

現状と課題

- 空き店舗の増加が進行しているため、空き店舗の活用を支援することで、空き店舗への新規出店者もみられるようになっていきます。しかし、まだその数は限られているため、今後も引き続き空き店舗の再生支援や空き店舗にしないための事業承継支援など、町内の出店者を増やし、にぎわう街づくりを促進する必要があります。
- 本町には、八百津せんべい、栗きんとんなどの製菓業、こんにゃく、製麺、蜂蜜などの食品製造業、酒・味噌・酢などの醸造業などの事業所が立地し、地域産業を支えているとともに、町の特産品となっています。ふるさと納税の返礼品や商業施設等で行う催事販売などを活用して販路拡大を図っていますが、さらに地域ブランド力を高めて販売の促進を図る必要があります。
- 移住者や地域おこし協力隊による事業のスタートアップがみられることから、移住支援と合わせて起業支援を充実させる必要があります。
- 主要地方道多治見白川線「やおつトンネル」の開通に伴い交通利便性が高まり、野上工業団地、和知工業団地など工業団地への企業立地が進展し、工業団地の未利用地も無い状況となっています。製造業には大きな雇用力が期待できることから、今後も企業立地のニーズ動向を把握し、企業誘致に取り組む必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
空き店舗再生件数 (累計)	件	R5	3	8	12
推奨品認定の産品応募数 (農・商・工)	件	R5	4	5	6
新規創業者数 (累計)	件	R5	—	4	8
協力隊制度を利用した起業件数(累計)	件	R5	8	16	24

施策の方針

① 商工事業者の活性化

- 空き店舗の把握と空き店舗にしないための取り組みを行い、店舗運営の魅力を発信して新規出店者の増加を図ります。
- 観光客を商店街や町内の店舗に誘導するイベント戦略とプロモーション戦略を積極的に展開し、にぎわう街づくりを推進します。

② 地域産業の振興

- 副業人材活用事業の活用などにより、地域資源を生かした特産品の開発・ブラッシュアップに取り組み、八百津ブランドの強化を図ります。
- ふるさと納税返礼品や商業施設等で行う催事販売などの活用により、商品PRと販路開拓を促進します。
- 町内事業者を支援し、地域産業の活性化を図るため、副業人材活用事業や岐阜県よろず支援拠点等を活用して、創業、商品開発、販路開拓、ブランドデザイン等の様々な経営課題に対する相談・支援体制を充実します。
- 商工会や金融機関などと連携し、経営指導や経営支援、小口融資等の有利な融資制度や利子補給制度の利用促進を図り、事業の継続・継承、企業体質の強化を促進します。
- 産業におけるDXの推進や、生産性向上のための設備・技術の導入などを支援し、事業者の成長・発展を促します。

③ 企業誘致の推進・雇用確保

- 税制優遇や設備投資奨励金、融資利子補給制度、雇用促進奨励金交付などの優遇措置を積極的に発信し、企業誘致を推進します。
- 町民の町内での正規雇用従業員としての雇用や町外から通勤している正規雇用従業員の定住を促進するために、個人・事業者向け奨励金を交付して町民の雇用確保を推進します。

施策 3-4 観光の振興

施策の基本方針

人道の丘を中心に、町内にある多様な資源を生かした様々な楽しみ方が体験でき、観光客が何度も訪れたいくなる観光魅力のあるまちを目指します。

現状と課題

- 本町には、人道の丘（杉原千畝記念館、情報発信施設ハヤブサ・ミュージアム）、岐阜バンジージャンプ、しおなみ山の直売所などの特色のある施設や、雄大な木曾川の清流、五宝滝、めい想の森やフレンドリーパークおおひらなど自然景観、木曾川を利用したマリンスポーツ体験などの魅力的な体験など、多種多様な観光資源を有しています。しかし、町内に宿泊施設が少なく、日帰り客が大半を占めていることから、観光資源の魅力を活用した観光客の受け入れ環境が十分整備されていません。長期的な視点で、本町の観光資源の特性を活かす観光戦略を検討する必要があります。
- 本町は、多様な特産品を有しており、観光消費額を増やして観光による産業活性化を図るためには、観光と特産品と連携したプロモーションを展開することが重要になります。
- 観光客の滞在時間を長くして観光消費の拡大につなげるためには、多種多様な観光資源の中からテーマ性のある観光資源をつなぐルートを設定し、町内での回遊性を高める仕掛けが重要となります。
- 本町、敦賀市、高山市、金沢市、中津川市、白川村の6自治体で構成する「杉原千畝ルート推進協議会」で海外向けの情報発信に取り組んでおり、外国人観光客の誘客対策も検討する必要があります。
- SNSの発達・普及により、従来の行政・観光協会からの情報発信以外に、様々な人々が直接発信する観光情報の影響力が高まっていることから、効果的な観光PRの方法を検討する必要があります。
- 人道の丘公園や五宝滝公園等は、多くの人々が訪れる観光拠点になることから、観光客を受け入れるための環境整備が必要となります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
杉原千畝記念館入館者数	人	R5	15,420	20,000	25,000
観光協会アカウントのフォロワー数(累計)	件	R5	1,682	3,000	4,200
町内宿泊者SNS発信件数	件	R5	221	280	300
山の直売所年間利用者数	人	R5	31,198	32,000	33,000
ハヤブサ・ミュージアム入館者数(R6.1~)	人	R5	2,467	10,000	12,000

施策の方針

① 観光プロモーションの強化

- 行政・観光協会・事業者などの各種団体と連携して、ホームページ・SNS等を活用した観光プロモーションを推進します。
- 情報発信施設ハヤブサ・ミュージアムを核として、観光プロモーションの強化を図ります。
- Instagram、YouTube、Facebook等のSNS、ホームページ、パンフレット等の紙媒体、テレビ・ラジオ等のメディアなど、多様な方法で観光情報の発信を行うとともに、ターゲットに応じた情報発信の方法を検討します。
- SNSで本町の情報を発信する協力者を育成・確保し、多様な視点から魅力情報が発信される仕組みづくりを進めます。

② 公園及び観光客の受け入れ環境の整備

- 観光施設のトイレの改修・整備や清掃管理、観光案内板の整備など、観光客の受け入れ環境の整備を推進します。
- 「情報発信施設ハヤブサ・ミュージアム」や「杉原千畝記念館」を含む、本町の観光拠点となる「人道の丘公園」の魅力を高めるための整備・充実を図ります。
- 自然を生かした観光拠点として公園の環境整備を進めます。
- 緑地・公園・水辺を活用するために、適切な維持管理を進めます。

③ 観光魅力・観光ルートづくり

- 地域資源を活用したイベント・企画展の開催、体験機会の提供などにより、観光資源としての磨きあげを行い、観光魅力を高めます。
- 複数の観光資源を組み合わせたコースの設定や事業者と連携したツアーの開催など、本町の魅力が体感できる機会を設定して観光魅力を高めるとともに、観光客の滞在時間の延長を図ります。

④ 観光振興の体制強化

- 観光振興の中核的役割を担う観光協会の活動を支援し、観光PRや観光イベントの開催などの取組を促進します。
- 旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に対応するため、杉原千畝ルート推進協議会や周辺自治体との連携などによる広域観光を推進します。
- 新たな観光資源の発掘や旅行商品の開発を進めるために、旅行会社等の民間事業者との連携を強化します。

施策 4-1 住宅・空き家対策の充実

施策の基本方針

安心して住み続けることができる住宅が安定的に提供され、町外からの移住・定住促進を図ります。

現状と課題

- 町内の空き家の増加に対応し、空き家等実態調査を平成 28（2016）年度と令和 5（2023）年度に実施し、空き家等と認められる可能性のある物件を詳細に調査し、空き家の実態を把握してきました。
- 「空き家バンク事業」を充実させ、令和 6（2024）年 2 月までに 81 世帯、平均年齢 44 歳の 195 人が移住されました。空き家バンクを活用した移住は、人口減少対策だけではなく空き家解消対策にも有効であることから、今後も積極的に推進する必要があります。
- 「利活用が困難な空き家」については、特定空き家等の解消や特定空き家等にしないための予防の観点から、所有者に対し今後の対応について積極的に助言や指導等を行っていく必要があります。
- 町内の住宅・建築物の耐震化を促進するために、耐震診断事業及び耐震改修工事費補助事業を実施していますが、診断実施戸数が伸びないうえに、耐震診断を受けても耐震改修を実施しないケースが多くなっています。地震による建物倒壊のリスクと被害を周知して危機意識を高める必要があります。
- 公営住宅は「八百津町公共施設個別施設計画」（令和 3（2021）年 3 月策定）に基づき、除却等による再編を推進していますが、解体予定の住宅の入居者（主に高齢者）への配慮と解体後の跡地利用が課題となっています。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
耐震診断実施戸数	戸	R5	2	5	10
老朽危険空家等除却事業補助金件数	件	R5	3	5	10
移住体験住宅の利用世帯数（累計）	世帯	R5	12	22	30
移住体験住宅退去者の町内定住世帯数（累計）	世帯	R5	9	14	20

施策の方針

① 移住・定住・空き家対策の推進

- 空き家等実態調査を定期的実施し、空き家の実態把握に努めるとともに、利活用が可能な空き家については、空き家バンクへの登録を促進し、老朽危険空き家については、除却費用の一部助成制度の活用を促進することで、空き家対策の充実を図ります。
- 移住・定住ポータルサイトやSNSなどで空き家バンクの情報を提供し、空き家を活用した移住を促進します。
- 移住を考えている人を対象に旧教員住宅を活用した移住体験事業を推進し、本町への移住を促進します。
- 町有財産を活用した、地域優良賃貸住宅事業等による若者世帯向けの安価な賃貸住宅の提供や、空き家の片付けを進めて空き家バンク登録を促進する空き家バンク登録促進補助金の支給、空き家改修補助金の支給制度を充実し、町内で住宅が確保しやすい環境を整備して、移住・定住を促進します。

② 住宅の耐震化の促進

- 地震による建物倒壊のリスクを周知して危機意識を高め、住宅の耐震化の必要性について町民の理解を促進します。
- 耐震診断事業と耐震改修工事の費用の一部補助制度の一層の周知を図り、制度の活用による耐震化を促進します。

③ 公営住宅の再編・管理

- 「八百津町公共施設個別施設計画」に基づき今後維持する公営住宅については、必要な修繕を行い適切な維持管理を進めます。
- 老朽化が進む公営住宅については、住宅の解体と跡地処分を計画的に進めます。
- 官民連携によるリノベーションなども視野に入れた、公営住宅空き住戸の活用を検討します。

施策 4-2 道路・公共交通網の充実

施策の基本方針

住民の利便性の高い生活を支えるとともに、物流や観光など地域経済の持続的発展を支える道路網・公共交通網を構築します。

現状と課題

- 新丸山ダム建設に伴う国道418号線の付替え工事では、平成22(2010)年3月に丸山トンネル～潮見道渡間の9kmが完成したことにより、本町の西部・東部地域を結ぶ東西軸が強化されました。さらには、国道418号線については、恵那市までの開通によって、はじめて本町を縦貫する幹線道路としての機能が発揮されることが期待されます。
- 東海環状自動車道可児御嵩インターチェンジへのアクセス道である主要地方道多治見白川線については、トンネル工事の完成により利便性が高まり、交通車両が増えています。
- 今後の交通量の増加への対応、産業や観光の振興、町民の生活の利便性の向上のために、今後も未改良区間の整備及び橋りょう、トンネル、擁壁、舗装、照明、標識等の総点検の実施など、施設の維持補修を推進する必要があります。
- 本町の公共交通機関は、民間バス会社による路線バス、YAOバス、東部デマンド交通、西部定時定路線バスの運行によって支えられています。しかし、車利用者の増加と人口の減少による利用者の減少傾向が続いており、公共交通の今後の維持・確保が課題となっています。
- デマンド交通は、町民の認知度が上がり、乗車数も右肩上がりであり需要は高くなっており、利用ニーズに応じた公共交通の形態を検討する必要があります。
- 町民のニーズが高い可児市・美濃加茂市方面への移動手段、高齢者や高校生の移動手段等を中心に、運行形態を検討する必要があります。
- 観光シャトルタクシーは、主に杉原千畝記念館への来場者が利用していますが、その他にも観光資源があるため、より多くの方が利用するようなルートを再検討する必要があります。
- 人口減少が進むと、町全域の道路、公共交通等の交通インフラを同じ水準で維持・管理することが困難となることから、住宅地の集約化など、町民生活を支える交通インフラを効率的に維持管理する方策を検討する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10(2028)	R14(2032)
主要橋りょうの長寿命化修繕進捗率 (橋りょう15m以上) 【次期点検:R7】	%	R7	—	50.0	100
道路賠償責任保険事故件数	件	R5	0	0	0
東部地区デマンド交通の年間延べ利用者数	人	R5	11,168	11,600	12,000
観光シャトルタクシーの乗車人数	人	R5	429	495	555

施策の方針

① 国道・県道の整備

- 主要地方道多治見白川線「やおつトンネル」の開通による接続する町道伊岐津志野上線の通過交通量の増加、また、国道418号線が恵那市飯地まで延伸することによる国道418号線の交通量の増加が見込まれ、ピーク時渋滞が予想されることから、関係機関との協議調整を進め、交差点改良など道路整備を促進します。
- 道路整備に向けて、関係機関や各協議会などを通じ、国道・県道整備の要望活動を続けていきます。

② 町道の整備

- 町道については町民の要望や生活道路の形態等を考慮して、計画的かつ効率的に整備を推進します。
- 道路施設を健全な状態に保つため、橋りょう・舗装・道路安全施設等の点検を定期的に行い、計画的に維持補修を進めます。

③ 公共交通手段の確保

- 令和7（2025）年度に示される名鉄広見線（新可児駅-御嵩駅間）の運営方針と美濃加茂市・加茂地区定住自立圏公共交通網基本構想を基に、他市町村への乗り入れ、連携を図りつつ、町民が利用しやすく生活しやすい公共交通網とするため、町の地域公共交通計画を検討します。
- 公共交通網の構築にあたっては、住民の意見を汲み取りながら効果検証を行い、町民が利用しやすく効率的な運行が可能な公共交通網を検討します。
- バスの運行情報のデータ化、AIなどの新しい技術の活用により、効率的な運行と利便性の向上を図ります。

④ インフラの効率的な維持管理

- 市街地内の空き地・空き家の有効活用や利便施設の集約化など、人口減少に合わせてコンパクトなまちづくりを進め、道路や公共交通などのインフラが効率的な維持・管理ができるよう、適切な土地利用の誘導を図ります。

施策 4-3 治山・治水対策の充実

施策の基本方針

豊かな自然を感じることができ河川環境を保持しながら、治山・治水対策によって水害や土砂災害が少ない安全な地域を形成します。

現状と課題

- 新丸山ダム建設は、洪水調節能力の向上が図られると共に、道路や観光など本町の活性化及び経済波及効果が期待されますが、本体工事の本格化とともに、工事による周辺環境への影響も大きくなることから、その影響を緩和する対策が必要となります。
- 本町には、1級河川の2河川をはじめ砂防指定河川・区域が15水系に及び、多くの普通河川が存在します。親水性と自然との調和した河川環境と排水能力を保持するために、堆積土砂の除去や河川改良などを進めていますが、町が管理する河川は広範囲にわたり、しかもそのほとんどが普通河川で交付金・補助金の対象とならないことから、財源的に全て対応することが困難となっています。そのため、効率的に河川整備を進める必要があります。
- 水害対策として、八百津地区排水路整備事業、洪水ハザードマップ及び雨水出水浸水想定区域図の作成事業を実施しました。今後は、この結果を周知し、住民の防災意識を高める必要があります。
- 土砂災害対策としては、関係機関と連携しながら、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施しました。また、土砂災害ハザードマップを更新して、町内全戸に配布を行いました。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
町単独河川改良箇所	河川	R5	9	9	9

施策の方針

① 新丸山ダム建設事業の推進

- 新丸山ダムの本体工事着工に伴う道路整備や住環境整備などの周辺対策として、国道418号線、原石山線（町道八百津久田見線）の早期開通と、町道十日神楽線（県道大西瑞浪線）の整備、五月橋の架け替えを推進するとともに、周辺地域及び道路沿線の住環境整備、ダム周辺エリアの土地利用計画の検討を進めます。
- 関係機関と協調して事業を進めるとともに、地元自治体として新丸山ダム建設促進期成同盟会を通じて要望活動を継続して行います。

② 河川の整備

- 河川や排水路の氾濫区域解消に向けて排水能力を向上させるために、河川や排水路の維持補修を計画的に進めます。
- 河川環境を健全に保持するため、堆積土砂の浚渫などの管理に努めます。
- 治山・砂防・急傾斜地崩壊対策事業を関係機関と共に推進します。

施策 4-4 上下水道の安定運営

施策の基本方針

安全で安心な水を安定的に供給する水道事業と汚水・生活雑排水を適切に処理する下水道事業・農業集落排水事業の安定的な運営及び合併処理浄化槽設置整備事業の促進により、快適な生活環境を整えます。

現状と課題

- 本町では、これまで水需要に対応し、配水管、配水池など各種水道施設の整備充実など給水体制の充実に努めてきましたが、今後、老朽化施設の更新、災害に強い水道の構築を図り、効率的かつ健全な水道経営などが課題となります。
- 本町は水道の維持管理性の向上及び経営基盤の強化を図るため、簡易水道事業を上水道事業に統合し、水道施設の固定資産台帳を作成しました。また、住民への給水サービスの向上を目指し、潮南地域全域を網羅する配水施設拡張工事を行うとともに、老朽化した須賀浄水場を廃止して、これに替わる上飯田浄水場、和知配水池を新設し、現在は久田見浄水場の更新工事を行っています。今後も各種水道施設の整備を計画的に推進するとともに、管理運営体制の充実を図り、安全な水の安定的供給に努める必要があります。
- 木曾川をはじめとする豊かな水辺環境を誇る本町では、水質の保全と生活環境の向上のため、地域の実情に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業に取り組み、町全域にわたる整備を進めてきました。令和5（2023）年度末現在、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業を含めた汚水処理施設の接続率は85.1%となっており、今後も美しい自然環境の保全と質の高い居住環境づくりのため、効果的な整備手法による事業の推進を図り、全町下水道化に努める必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
汚水処理施設の接続率	%	R5	85.1	87.8	89.9
水道事業の有収率	%	R5	86.4	88.4	90.0

施策の方針

① 水道事業の運営

- 施設の老朽化や災害時への対応を図り、安心して安全な水の安定供給を進めるために、重要給水施設への管路の耐震化や老朽管の更新など配水管布設替を随時行うとともに、久田見浄水場等浄水場施設の改修等の整備を進めます。
- 人口減少により料金収入が減少する一方で、資材や電気料金の高騰により維持管理費が増加する中で、水道事業の健全運営を維持するために、事務事業の合理化・効率化や経費の節減に努めるとともに、広域化の検討を進めます。

② 下水・排水処理対策の推進

- 下水・排水処理対策については、公共下水道事業・農業集落排水事業の区域内における一層の接続促進に努めるとともに、同処理区域内の下水道管未敷設地区においても、地域の実情に応じた最善の方法を検討しながら下水処理対策を計画的に進めます。
- 集合処理に適さない地区等については、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 県の広域化計画の中で公共下水道への統合が示されている農業集落排水事業の上飯田区域については、統合した場合と今の施設を維持管理・改修する場合を比較し、最適な運営方法を検討します。

施策 4-5 消防・防災体制の充実

施策の基本方針

消防・防災体制の充実により、あらゆる災害に対して被害を最小限に抑えることができる災害に強いまちづくりを進展し、町民の安全・安心・快適な暮らしを確保します。

現状と課題

- 本町の消防体制は、可茂消防事務組合による常備消防と消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に大きな役割を果たしています。しかし、火災発生要因の複雑・多様化とともに、消防団員確保の困難化による消防団機能の低下により、消防力の低下が懸念されます。そのため、消防団の活性化や常備消防の充実が必要となっています。
- 防災面については、東海地震を含む南海トラフ地震の発生が予想されるなか、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立に努めるとともに、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成などを進める必要があります。
- 大規模災害時における避難所生活においては、高齢者、障がい者などのいわゆる弱者への配慮や、性犯罪に対する対策が課題となっています。そのため、各避難所においてプライバシー確保の間仕切りや着替え用のテントなどの導入、避難所備品として災害時用の授乳服や生理用品の備蓄など、時代の変化に合わせた避難対策を進める必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
自主防災組織活動支援事業実施団体数	団体	R5	1	10	10
防災訓練等参加者数	人	R5	205	200	200

施策の方針

① 消防団の活性化

- 消防団員の担い手不足や高齢化が進む中で消防力を維持するために、新入団員を確保するための募集活動を推進するとともに、団員のレベルアップ、人口減少に合わせた消防団の再編を進めます。
- 消防団員の処遇の改善、実地に役立つ訓練や教養訓練の導入など、消防団員の勧誘に役立つ消防団の魅力づくりを進めます。
- 有事の際にしっかり使用できるよう消防団のポンプ类等機器の更新を定期的に継続していきます。

② 消防・救急体制の充実

- 常備消防や救急体制の一層の充実を図るために、広域市町村と連携して、施設・設備の充実を推進します。

③ 地域防災力の強化

- 「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の意識を高めるために、「防災士養成講座」の開講や自治会や企業の会合の場を利用した防災講座などを継続的に開催します。
- 有事の際の減災につなげるために、自治会や自主防災組織に防災講座や避難訓練を積極的に働きかけ、地域の防災活動を促進します。
- 多様な情報の収集・発信手段を確保するとともに、各種情報媒体の活用と普及を進め、災害時、町民全体に迅速かつ円滑に情報がいきわたるよう努めます。

施策 4-6 交通安全・防犯対策の充実

施策の基本方針

交通事故が少ない、犯罪が少ない誰もが安心して暮らすことができる安全なまちを目指します。

現状と課題

- 交通安全協会を中心に、定期的に見回り活動等を実施し、カーブミラーを始めとした交通安全施設の維持管理に取り組んでいますが、修繕や改良が必要となった場合は、地元の要望を踏まえて交通安全協会と協力して対応していく必要があります。
- 各地で登下校中の児童の交通事故が発生していることから、現在実施している建設課、教育委員会（学校関係者含む）、防災安全室、加茂警察署を交えた子どもの交通安全についての話し合いの機会を通じて、必要な対策を協議する必要があります。
- 岐阜県自転車条例の施行や道路交通法の改正により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されるなど、自転車関連への法整備が行われています。今後は自転車関連法案の遵守を徹底するために、県や他市町村の動向を注視しながら自転車の交通安全対策を検討する必要があります。
- 全国的にも高齢者の特殊詐欺被害が多くなっていることから、警察や地域及び関係機関と連携して被害防止に向けた広報啓発を進める必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
交通事故発生件数（人身事故）	件	R5	4	0	0
運転免許証自主返納者数	人	R5	34	10	10

施策の方針

① 交通安全対策の推進

- 交通安全協会と協働で、カーブミラーを始めとした交通安全施設の維持管理と取替・設置を進めるとともに、地域と協働で実施することで交通安全意識の向上を図ります。
- 引き続き関係機関により、通学路の安全確保を始めとした子どもの交通安全についての話し合いの機会を設け、危険個所の情報共有を図るとともに、カラー舗装や道路区画線の引き直しなど、交通安全設備の整備を進めます。
- 地域、学校、交通安全協会等の関係団体と連携を密にし、児童・生徒・高齢者の交通安全教育の徹底を図るとともに、様々な交通手段に係る社会環境や制度の変化に対応しつつ、交通安全意識の向上とルール・マナーの徹底を図ります。
- 高齢者の運転免許証の自主返納を促すために、「やおまる」「Y A Oバス」等の乗車回数券を交付して、運転免許返納後の生活の利便性を確保します。

② 防犯対策の推進

- 加茂地区防犯協会からの委嘱を受けている地域安全指導員と協力し、イベント時における見回り・警備や、年金支給日に合わせた特殊詐欺（振り込め詐欺）被害防止のための啓発活動を推進します。
- 特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、電話機に接続する自動通話記録装置の購入補助を今後も継続して取り組みます。

③ 消費者保護

- 御嵩町、七宗町、白川町、東白川村の4町村と連携し、専門の相談員による消費生活相談窓口を開設するとともに、県の消費生活相談センターとも協力して相談に対応します。

施策 4-7 環境保全・エネルギー対策の推進

施策の基本方針

ごみの減量化や資源化の取組を推進し、循環型社会を形成します。

地域資源を活用した再生可能エネルギー事業を促進して、自然と共生するまちづくりを進めます。

現状と課題

- 本町では、広報・啓発活動等を通じてごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めていますが、町民一人一日平均可燃ごみ排出量は、令和元(2019)年280.5gから令和5(2023)年294.9gと若干増加しています。同様に、町民一人一日平均不燃ごみ排出量も増加しており、今後のごみ減量化やリサイクルを推進する必要があります。
- 従前からプラスチック容器包装の分別が定着しており、リサイクルに大きく寄与していますが、正しく分別できていないためにリサイクルに不適合となる量が8%~10%程度あり、引き続き分別の適正化が必要となっています。また、硬質プラスチック製品の分別回収を検討し、プラスチック資源循環を促進する必要もあります。
- 関係機関との連携のもとに不法投棄対策を進めていますが、不法投棄は後を絶たないため、その対策の強化が課題となっています。
- 本町では、新たに建設する公共施設に太陽光発電設備を設置するとともに、一般住宅用太陽光発電設備設置補助を行い、再生可能エネルギーの推進を図ってきました。しかし、「八百津町再生可能エネルギービジョン」の目標実現には達していないため、引き続き太陽光発電設備の設置を推進するとともに、地域資源を生かした新たな再生可能エネルギーの検討が必要となります。
- 平成30(2018)年から民間事業者により、岐阜県内初の移動式水素ステーションが町内に開所し、岐阜県岐阜大学、民間関係事業者との産学官連携のもとで「中山間地における水素社会モデル」の実現に向けた取組が進められています。町内の地域資源を利用した新たなビジネスモデルの創出が期待されることから、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10(2028)	R14(2032)
町民一人一日平均可燃ごみ排出量	g	R5	294.9	293.3	269.0
町民一人一日平均不燃ごみ排出量	g	R5	12.1	12.1	12.1
リサイクル率	%	R5	22.1	28.0以上	29.0以上
住宅用太陽光発電システム設置補助件数(累計)	件	R5	149	189	221

施策の方針

① ごみの適正収集・処理

- 「八百津町一般廃棄物処理基本計画」のもと、適切な一般廃棄物処理、資源回収、リサイクルを推進します。特に、プラスチック製品ごみの分別回収と再商品化へ向けた取組を重点的に進めます。
- 生ごみ処理容器等購入補助事業やごみ収集ボックス等設置補助事業を有効に活用し、誰もが負担なく取り組めるごみの分別方法などを検討し、ごみの減量化とごみの適正処理を推進します。
- ごみの出し方、ごみの減量化及び分別方法などについて、さまざまな媒体を利用し、町民にわかりやすく情報提供を行い、ごみの減量化の意識の向上を図ります。
- 本町の自然環境を保全するため、継続的に不法投棄防止のための周知及び啓発を推進します。

② 再生可能エネルギーの推進

- 町民との協働のもと、自然環境の維持管理体制の充実に努めながら、再生可能エネルギーの利活用などにより低炭素社会の実現を目指します。
- 産学官の連携により、町内の再生可能エネルギー・水素等の次世代エネルギーに関する産業・ビジネスモデルの構築を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用した事業展開を推進します。

施策 5-1 交流・関係人口拡大・プロモーションの推進

施策の基本方針

本町に関心・関わりのある町外の人を増やすことにより、町内の活動に参加する人が増えて、活動を活性化します。

現状と課題

- 人口減少が続くと、地域の内発力だけでは限界が生じます。一方、町外との多様な交流を活発に展開することで、地域文化の創造、産業の活性化、観光振興、移住促進の効果が期待され、交流を活発にすることが重要な課題になります。
- 本町では、杉原千畝氏と関わりのあるリトアニア共和国と長年交流を続けており、グローバル人材を育成するうえで重要な取組となっています。
- 森林保全活動、移住体験など、本町の自然や生活を体験するプログラムを提供しています。また、スポーツ大会やスポーツ体験が可能な蘇水公園を有し、スポーツを通じて多くの人々が訪れています。今後も目的、対象者に応じた効果的な体験プログラムを提供し、より多くの人に本町の魅力を体験してもらう機会を充実する必要があります。
- より多くの人に訪れてもらうためには、プロモーションが重要になります。本町では、ホームページのほか、公式SNSなどの多様なメディアで魅力の発信を行っていることに加え、「みんなが観光大使宿泊費助成金」により町外の情報発信者を増やす取組を実施しています。これまでの取組の効果を検証し、より効果的なタウンプロモーションの方策を検討・展開する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
杉原千畝記念館の外国人入館者数	人	R5	1,311	1,600	2,000
蘇水公園の利用件数	団体	R5	1,015	1,100	1,200

施策の方針

① 国際交流の推進

- リトアニア共和国など、杉原千畝氏にゆかりのある国・地域や人道精神の価値観を共有できる海外の人々との幅広い交流を推進します。
- 町民の海外派遣事業や各種の国際交流事業を実施し、国際感覚を有する人材を育成します。

② 交流・関係人口の拡大

- 蘇水公園の特色のあるスポーツ施設を活用して、スポーツ大会やスポーツイベント等を誘致して、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進するとともに、新たな交流・関係人口の創出を図るため、蘇水公園周辺エリアの土地利用計画の検討を進めます。
- 本町の自然、仕事、歴史・文化、暮らしなどを体験するプログラムを充実し、本町に魅力を感じ、関心を持つ人を増やします。
- 本町に関心のある人々との関係を継続・強化するために、定期的な情報提供、町内のイベントや活動への参加の呼びかけなどを行い、関係人口の拡大を図ります。

③ プロモーションの展開

- 本町の自然、歴史・文化、産品、レジャー、教育、仕事、暮らし、催事、まちづくりなど、まちの魅力や動向を積極的に情報発信します。
- ホームページ、Instagram、YouTube、Facebook、LINE など、情報の内容に応じて多様な媒体や動画・写真を活用して効果的な情報発信を展開します。
- 行政だけではなく、町民、来訪者の中から情報発信の協力者を育成・発掘し、本町に関わりのある多様な人々によって情報発信する仕組みを構築します。
- マスメディア、著名人、インフルエンサーなど、情報発信力のある外部の媒体・人材と連携して情報発信を働きかけます。

施策 5-2 多様な主体との協働の推進

施策の基本方針

町内の地域住民や各種団体・企業、町外の企業や大学等の機関など、多様な主体との協働・連携事業を展開することで、地域の課題解決を進展します。

現状と課題

- 自治会を中心とした地域組織が、防災、防犯、清掃、交通安全、子ども会、地域の見守りなどの様々な主体による自主的な活動を展開し、住民が主体となって地域を守り・良くする取組を推進しています。しかし、役員の高齢化や担い手不足により、今後活動の維持が難しくなることが予想されます。
- 人口減少が進む中で多様化する地域課題に対応するためには、地域の多様な主体との協働の取組がますます重要になっています。そこで、平成28(2016)年度から「町民協働によるまちづくり事業」の開始により、特産品づくり、体験施設の整備・運営、景観整備・環境整備など、地域の課題に応じた住民主導型の事業が展開されるようになっていきます。活動の成果が着実に上がるまで、引き続き支援する必要があります。
- 多様な地域課題に対応するとともに、新たな活動の担い手を発掘するため、新たな事業に取り組む団体・グループの活動を支援する必要があります。
- 地域課題の解決に向けて、町内の団体・グループだけではなく、町外の企業や団体が有する資源を活用することも重要となります。すでに、複数の町外の企業・機関と連携協定を締結していますが、さらに多くの企業・機関が関わることで、多様な地域課題への対応が可能になるとともに、本町の情報発信にも寄与することが期待されます。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10(2028)	R14(2032)
自治会加入率	%	R5	74.9	76.8	78.2
町民協働によるまちづくり事業の実施件数	件	R5	11	15	19

施策の方針

① 地域自治活動の促進

- 自治会や各種団体の役割について、町民の理解と関心を高めるために、自治会・各種団体の活動内容や役割について周知します。
- 引き続き自治会や各種団体の活動が継続できるように支援します。

② 課題対応型の自主的な活動の促進

- 地域課題に主体的に取り組む住民活動を支援するために、「町民協働によるまちづくり事業」を引き続き推進します。
- 新たな活動の担い手の発掘と活動の促進を図るために、新たにスタートアップする事業に対する支援制度を運用・充実します。

③ 幅広い官民連携の推進

- 新しい技術を活用して地域課題を解決したいという企業や自分のアイデアをまちづくりで実践したいという個人からの提案に対して可能な支援を行い、民間の自主的な活動を促進します。
- 企業等からの本町の地域課題解決につながる事業提案を積極的に受け入れ、費用対効果が期待できる事業については、官民連携事業として推進します。

④ 町民参画の推進

- 町行政の施策に対して、さまざまな形で町民の意見を聴取する場を設けることや、施策の推進にあたり、町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

施策 5-3 共生社会の実現

施策の基本方針

障がい、性別、年齢に関係なく全ての人々がお互いを尊重し合い、共に支え合うことによって、意欲があれば誰もが活躍できる地域社会を形成します。

現状と課題

- 障がい、性別、年齢に関係なく全ての人々がお互いを尊重し合い、共に支え合う社会を実現することが大きな課題となっています。
- 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を共に担い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の実現が重要な課題となっています。
- 本町では、「互いに認め合い、やさしさあふれる未来へ」を基本理念とした「第2次八百津町男女共同参画基本計画」（計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）を策定しており、計画に基づいて取組を推進する必要があります。
- また、「やさしい気持ち、おもいやりの気持ちで、つながるまち」を基本理念とした「第5期八百津町地域福祉（活動）計画」（計画期間：令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）、「すべての町民が、障がいの有無にかかわらず等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され、地域で共生するまちの実現」を基本理念とした「第6次八百津町障がい者福祉計画」（計画期間：令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）を策定しており、それぞれの計画に基づいて取組を推進する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
各種審議会等の女性委員の割合	%	R5	審議会 16.2	審議会 21.0	審議会 26.0
			委員会 14.8	委員会 21.0	委員会 26.0

施策の方針

① 共生社会に向けた意識づくり

- 「八百津町人権施策推進指針」に基づき、家庭、地域、学校、職場など、様々な場面で人権施策を推進します。
- 人権尊重、男女共同参画に関する教育を進めるとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育を推進します。
- 各分野における政策・方針決定過程への女性参画を推進します。
- 男性向けの家事・育児・介護講座の開催など、男性の家庭や地域生活への積極的参加を促す啓発に取り組みます。
- 関係機関が連携しながら、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりを行うとともに、子どもから高齢者まで、あらゆる年齢層の人が交流できる機会を増やし、福祉に対する意識の高揚を図り、福祉教育の活動を広げていきます。

② 相談支援体制の強化

- DV、障がい、ひとり親などの様々な困難に直面している人々の課題に対応するために、関係機関との連携を強化し、関係機関による幅広い取組を推進します。
- 関係機関の相談窓口や支援内容について、関係機関と連携して情報発信に努めます。
- どこに相談しても、内容に応じて必要な情報の提供やサービスの適切な利用につなげられるよう、重層的支援体制の整備に向けた取組を推進します。

③ 社会で活躍しやすい環境づくり

- 育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行うとともに、仕事と子育てが両立できる先進的な取組を紹介するなど、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- 町内企業のモデルとなるように、町職員の育児・介護・看護休暇制度の利用を促進します。
- 出産、育児を理由に一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するために、国・県の職業訓練や相談・研修事業などの情報提供を進めます。
- 働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮できるように、就労に向けた支援と就労定着に向けた支援を関係機関と連携して推進します。

施策 5-4 効率的な行財政運営

施策の基本方針

DXの導入と周辺自治体との連携などにより、効率的な行政運営と住民サービスの向上を実現します。

健全な財政運営により、持続可能な自治体経営を実現します。

現状と課題

- 人口減少、少子・高齢化などにより複雑化・多様化する課題に対応するためには、業務プロセスの見直し等を推進し、デジタル技術を活用することで業務の効率化を図る必要があります。
- 行政においても、業務の効率化と住民サービスの向上の両立を図るためには、自治体DXを推進し、限られた職員で増大する行政ニーズに対応するとともに、人材育成を図り職員の質を向上させて、住民の利便性を高めるサービスを実現する必要があります。
- 本町の公共施設は、築30年以上を経過し老朽化が進んでいる建物や旧耐震基準で建築された建物が多く、今後耐震改修や維持管理に膨大な費用を要することから、全ての公共施設を維持することは財政的に困難であります。そのため、「八百津町公共施設再編計画」（令和3（2021）年3月）と「八百津町公共施設個別計画」（令和3（2021）年3月）に基づき、施設量の削減と維持管理費の縮減を図る必要があります。
- 今後、生産年齢人口の減少による税収の減少、老年人口の増加による社会保障費の増大により、ますます厳しい財政運営が迫られることが予想されます。住民サービスの維持・向上を図るために、今後も行政改革を推進する必要があります。
- 美濃加茂市と加茂郡7町村で構成する「みのかも定住自立圏」に参加し、健康、未来のヒトづくり、公共交通、防災、外国人定住の5つの分野を中心に共同の取組を実施しています。また、可茂消防事務組合など他の自治体と一部事務組合を設立して広域事業を実施しています。本町単独では難しい事業を効率的に実施するために、今後も周辺自治体との広域連携を推進する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
オンライン化されている行政手続数	件	R5	32	60	90
将来負担比率 ※	%	R5	—	—	—
圏域市町村との連携事業数	事業	R5	10	10	10

※将来負担比率とは、町が将来負担すべき負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したもので、数値が大きくなるほど将来における財政負担が重いことを意味し、税収等の一般財源を充てるべき将来負担がない状態は、「—」で表示されます。

施策の方針

① 行政DXの推進

- 各種手続きなどのオンライン化の拡充を進め、住民や事業者がいつでもどこからでも行政手続きを行うことができる環境整備や公共料金のキャッシュレス化などを実現し、行政サービスの利便性の向上を図ります。
- デジタル技術により自動処理や業務の迅速化などの効率化を図るとともに、その効果をより高めるために業務プロセスの見直し等を図り、効率的な行政を実現します。
- デジタル機器の利用に不慣れな住民に対する支援を行い、サービスが受けられなくなることがないように、情報格差の解消を図ります。

② 公共施設マネジメントの推進

- 利用者数が少なく、行政が維持する必要性が少ない施設については廃止等を検討し、公共施設の保有量の適正化を図ります。
- 廃止にあたって必要な機能は、他施設に移転するなど機能の複合化を図り、必要な機能の維持を図ります。
- 予防保全の導入など施設の適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。
- 施設の廃止や統廃合で生じた未利用施設や跡地については、民間への貸付や売却、跡地の転用、地域への譲渡・貸与などにより、有効活用を図ります。

③ 財政の健全化

- ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の推進や、企業版ふるさと納税を活用して地域の活性化事業の推進を図るとともに、新たな自主財源の確保を図ります。そのために、地元産品の発掘や新商品の開発を進めるとともに、地域の魅力の発信を行います。
- 事務事業の効果や効率性を継続的に評価し、事務事業の見直しを行い、経費の節減を図るとともに、民間活力の導入によってトータルコストの縮減が期待できる事業については、民間委託等の民間活用を推進します。

④ 広域行政の推進

- 美濃加茂市と加茂郡7町村で構成する「みのかも定住自立圏」で、お互いの「強み」と「弱み」を補完しながら課題解決に向けて一体的な取組を推進します。
- 単独では運営が難しい事業については、一部事務組合方式により共同で実施する体制を維持・強化し、効率的な事業運営と住民サービスの向上を図ります。

第3章 まちづくり戦略(第3期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1. まちづくり戦略の主旨と位置づけ

まちづくり戦略は、八百津町の将来像を実現するために、重点的に取り組む施策を分野横断的に一体的に推進することで、相乗効果を引き出すための戦略方針です。ここで位置付けた施策を重点的に実施することで、各分野の施策をけん引し、計画全体の着実な推進を先導するものです。

さらに、まちづくり戦略で示す施策は、八百津町のデジタル田園都市構想実現に向けた第3期八百津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策としても位置付けます。国が推進する「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル技術の活用等により、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化します。

まちづくり戦略のもとで、八百津町の魅力を発信して、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、子育てしやすい環境を整備して若い世代から選ばれるまちを実現することにより、移住人口・定住人口の増加につなげ、人口減少に伴う地域課題の解消に取り組みます。

また、地域産業を活性化し雇用の創出を図るとともに、安全に安心して暮らせる環境の整備を推進し、移住人口・定住人口の増加を支える基盤整備を重点的に進めます。

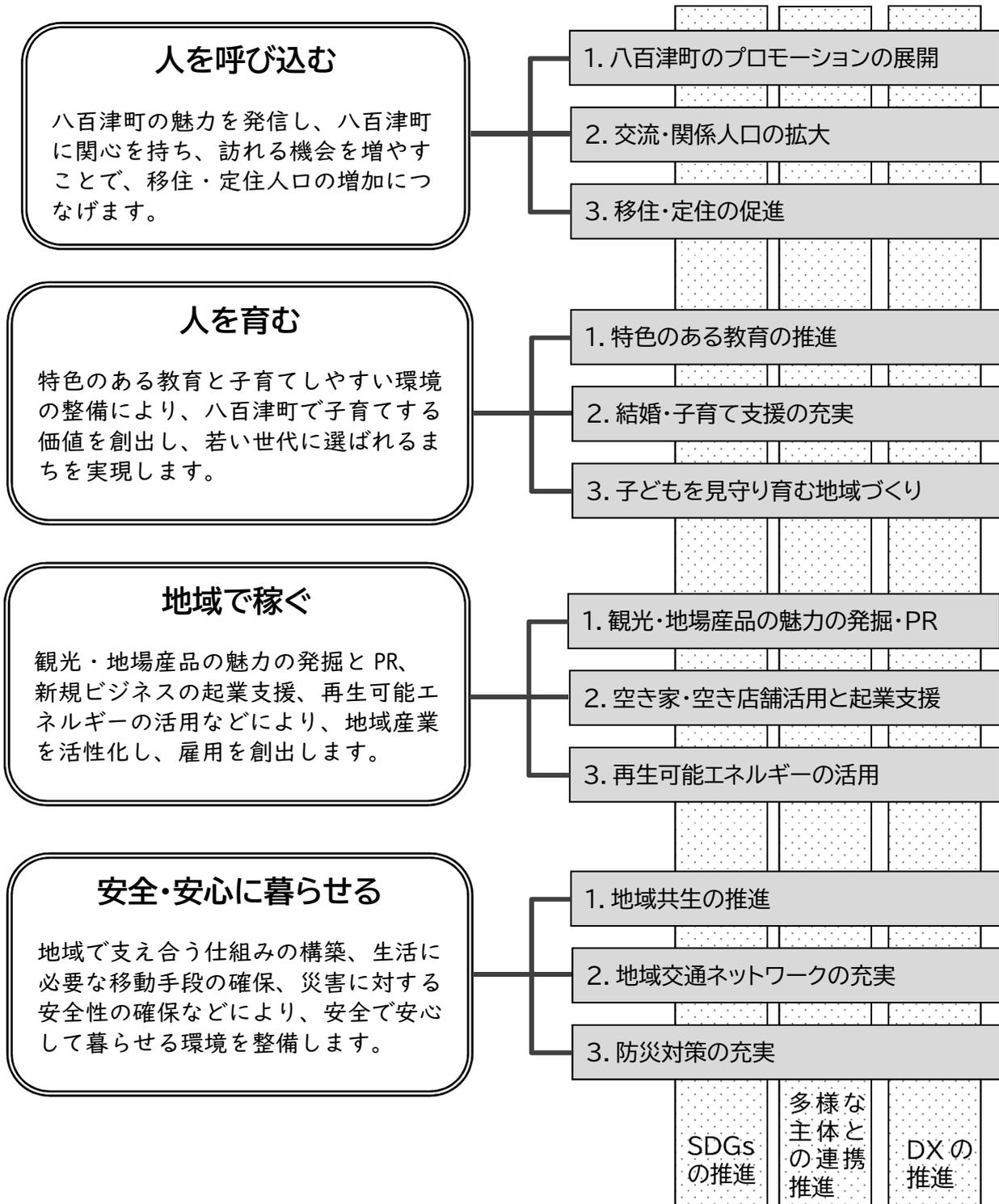
事業を進めるに当たっては、地域再生計画（「八百津町まち・ひと・しごと創生推進計画」）と連動させて事業を推進します。

2. 計画期間

計画期間は、総合計画の前期計画期間に合わせて令和7（2025）年度～令和10（2028）年度までの4年間とします。総合計画の改定に合わせて、総合戦略の見直しを行います。

3. まちづくり戦略の体系

(1)まちづくり戦略の体系



(2)まちづくり戦略と部門別基本計画との関係

まちづくり戦略の体系 部門別基本計画の体系	人を呼び込む		人を育む				地域で稼ぐ			安全・安心に暮らせる		
	八百津町の展開	大交流・関係人口の拡大	移住・定住の促進	進特色のある教育の推進	充実結婚・子育て支援の	地域づくり子どもを見守り育む	観光・地場産品の魅力の発掘・PR	空き家・空き店舗活用と起業支援	再生可能エネルギーの活用	地域共生の推進	地域交通ネットワークの充実	防災対策の充実
1. 笑顔に満ちた健康で安心のまちづくり												
子育て支援・少子化対策の推進			●		●							
健康づくりの推進												
地域福祉の推進										●		
高齢者福祉の充実										●		
障がい者福祉の充実										●		
2. 人と文化を未来につなぐまちづくり												
人道のまちづくりの推進				●								
学校教育の充実				●								
生涯学習の推進												
生涯スポーツの推進		●										
地域文化の継承と創造		●										
3. 地域らしい産業と活力あるまちづくり												
農業の振興							●					
林業の振興												●
商工業の振興							●	●	●			
観光の振興	●	●					●					
4. 快適で安全な暮らしを支えるまちづくり												
住宅・空き家対策の充実			●					●				
道路・公共交通網の充実											●	
治山・治水対策の充実												●
上下水道の安定運営												
消防・防災体制の充実												●
交通安全・防犯対策の充実						●						●
環境保全・エネルギー対策の推進									●			
5. とともに考え、ともに創るまちづくり												
交流・関係人口拡大・プロモーションの推進	●	●		●								
多様な主体との連携推進				●		●			●	●		
共生社会の実現										●		
効率的な行財政運営							●					

4. まちづくり戦略

戦略 1 人を呼び込む

基本方針

八百津町の魅力を発信し、八百津町に関心を持ち、訪れる機会を増やすことで、移住・定住人口の増加につなげます。

【目標指標】

目標指標	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
空き家バンクを利用した移住者数 (累計)	人	R5	195	300

施策内容

(1) 八百津町のプロモーションの展開

- ・八百津町の自然、歴史・文化、産品、レジャー、教育、仕事、暮らし、催事、まちづくりなど、まちの魅力や動向を積極的に情報発信します。
- ・情報発信施設を核とした観光プロモーションを強化し情報発信を図ります。
- ・町・観光協会のホームページ, Instagramをはじめとした各種 SNS など、情報の内容に応じて多様な媒体や動画・写真を活用して効果的な情報発信を展開します。
- ・行政だけではなく、町民、来訪者の中から情報発信の協力者を育成・発掘し、八百津町に関わりのある多様な人々によって情報発信する仕組みを構築します。
- ・マスメディア、著名人、インフルエンサーなど、情報発信力のある外部の媒体・人材と連携して情報発信を働きかけます。
- ・インバウンド需要の拡大に対応するために、多言語による情報発信に取り組みます。

事業内容

- ・みんなが観光大使宿泊費助成事業
- ・ハヤブサプロジェクト事業
- ・情報発信PR事業

KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
杉原千畝記念館入館者数	人	R5	15,420	20,000
ハヤブサ・ミュージアム入館者数(累計)	人	R6.1~	2,467	10,000
観光協会アカウントのフォロワー数 (累計)	件	R5	1,682	3,000
町内宿泊者 SNS 発信件数	件	R5	221	280

(2) 交流・関係人口の拡大

- ・蘇水公園の特色のあるスポーツ施設を活用してスポーツ大会やスポーツイベントなどを誘致して、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進するとともに、新たな交流・関係人口の創出を図るため、蘇水公園周辺エリアの土地利用計画の検討を進めます。
- ・八百津町の自然、歴史・文化などを体験するプログラムを充実し、八百津町に魅力を感じ、関心を持つ人を増やします。
- ・八百津町に関心のある人々との関係を継続・強化するために、定期的な情報提供や町内のイベントや活動への参加の呼びかけなどを行い、関係人口の拡大を図ります。
- ・必要なスキルを持つ外部人材と連携して新たな事業を企画するなど、地域の担い手として関係人口の活用を図ります。

事業内容

- ・スポーツイベント開催事業（蘇水サマーフェスタ、ジョギング大会等）
- ・スポーツ施設整備事業（蘇水公園、B&G 海洋センター）

KPI（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値
		年度	基準値	R10（2028）
スポーツ施設年間利用者数	人	R5	67,065	67,400
B&G 海洋センター艇庫利用団体数	団体	R5	18	25

(3) 移住・定住の促進

- ・空き家バンクの周知を図って活用できる空き家を確保し、移住者のニーズに対応した住宅が斡旋できるようにし移住を促進します。
- ・移住体験や町内の移住者と交流できる機会を拡大し、八百津町への移住を検討する人を増やします。
- ・町内で生活を始める際の負担を軽減するために、空き家の改修補助を含めた移住者への経済的支援に取り組みます。
- ・都市部での移住フェアへの出展等、広域にわたるPR活動を積極的に展開します。
- ・未利用の町有財産を活用した若者・子育て世帯向け賃貸住宅の建設や、宅地分譲等様々な角度から検討し移住定住につなげます。

事業内容

- ・移住体験事業
- ・空き家バンク登録促進事業
- ・移住者対応空き家改修事業
- ・老朽危険空家等除却事業（補助金）

KPI（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値
		年度	基準値	R10（2028）
移住体験住宅の利用世帯数（累計）	戸	R5	12	22
移住体験住宅退去者の町内定住世帯数（累計）	戸	R5	9	14

基本方針

特色のある教育と子育てしやすい環境の整備により、八百津町で子育てする価値を創出し、若い世代に選ばれるまちを実現します。

【目標指標】

目標指標	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
転入者の若年層比率（39歳以下）	%	R5	70.0	75.0

施策内容

(1) 特色のある教育の推進

- ・杉原千畝氏の人道精神を継承するための人道教育、国際理解や英語力を高めるグローバル教育、演劇を通じたコミュニケーション教育など、これまでの取組の蓄積をもとに、特色のある教育の充実を図ります。
- ・特色のある教育と合わせて、個別最適な学びと基礎学力の定着を実現するきめ細かい指導体制を充実させ、八百津町で教育を受ける価値を高めます。
- ・八百津高校と連携して、地域の課題の発見、課題の設定、課題解決案の提案を行うなど、社会で役立つ解決能力を養うプログラムを提供し、高校の魅力化を支援します。
- ・八百津町の教育の魅力を積極的に発信し、八百津町での教育を希望する人を増やし子育て世代の定住を促進します。

事業内容

- ・中学生海外派遣事業
- ・海外交流授業
- ・英語指導事業
- ・夢・志 明確化事業
- ・未来の力育成事業

KPI（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
学校に行くのは楽しいと思っている児童（小6）生徒（中3）の割合（全国学力学習状況調査）	%	R6	児童(小6) 85.4 生徒(中3) 75.6	児童(小6) 90.0 生徒(中3) 90.0
人の役に立つ人間になりたいと思っている児童（小6）生徒（中3）の割合（全国学力学習状況調査）	%	R6	児童(小6) 98.8 生徒(中3) 95.9	児童(小6) 90.0 生徒(中3) 90.0

(2) 結婚・子育て支援の充実

- ・未満児保育や病児病後児保育、医療的ケア児保育など、多様化する保育ニーズに柔軟に対応した保育サービスを提供します。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に応じる伴走型支援と経済的支援、産後ケアを一体的に実施する包括的な子育て支援策を充実し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めます。
- ・町内で結婚、定住する人を増やすために、婚活支援、新婚生活への経済的支援などの結婚支援の取組を進めます。

事業内容

- ・保育サービスの提供事業（保育園、学童保育、一時預かり、病児病後児保育など）
- ・こども家庭センターによる相談体制 or 相談機能
- ・産後ケア事業
- ・マタニティスクール・パパママ教室
- ・子育て支援センターゆうゆう広場

K P I（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値 R10（2028）
		年度	基準値	
結婚新生活支援補助金受給件数	件	R5	3	5
3歳未満児保育申込受入率	%	R5	100	100
パパママ教室受講率（初妊婦）	%	R5	83.3	85.0

(3) 子どもを見守り育む地域づくり

- ・地域の祭りや行事への参加、様々な体験学習、子どもを対象とした学習・スポーツ教室等への子どもの参加を促し、学校ではできない様々な学びの場を地域の中で提供します。
- ・地域と連携して登下校や放課後時に子どもを見守る活動を展開し、子どもが安心して過ごせる地域づくりを進めます。
- ・地域全体で子どもを見守り、育む気運を醸成し、子どもを産み育てたくなる地域づくりを進めます。

事業内容

- ・休日部活動地域移行事業
- ・地域学校協働活動
- ・登下校見守りボランティア

K P I（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値 R10（2028）
		年度	基準値	
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童(小6)生徒(中3)の割合（全国学力学習状況調査）	%	R6	児童(小6) 93.9 生徒(中3) 85.1	児童(小6) 90.0 生徒(中3) 90.0
休日部活動地域移行実施率	%	R6	54.0	100
見守りボランティア参加者数	人	R6	72	75

戦略3 地域で稼ぐ

基本方針

観光・地場産品の魅力の発掘とPR、新規ビジネスの起業支援、再生可能エネルギーの活用などにより、地域産業を活性化し、雇用を創出します。

【目標指標】

目標指標	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
起業件数※ (累計)	件	R5	8	25

※八百津町商工会によるカウント、新規特定創業者数(特定の知識等を身に付け、町が認めた創業者の数)、地域おこし協力隊制度を利用した起業件数の合計

施策内容

(1) 観光・地場産品の魅力の発掘・PR

- ・自然環境、歴史文化、観光施設、店舗、ダム等の地域資源の魅力の発掘と観光客向けのプログラムや受け入れ環境の充実により、観光客の増加を図ります。
- ・ふるさと納税や観光物産フェア、観光客の誘客事業との連携により、商品開発、販路開拓を促進し、地域産業の活性化を図ります。
- ・農産物の加工品の開発・販路開拓を進め、農業の高付加価値化、地産地消の推進に取り組みます。
- ・農業の環境負荷低減に対する取組と農産物のブランド化を支援します。

事業内容

- ・物産展出店事業
- ・副業・兼業人材活用事業
- ・蘇水峡川まつり開催事業
- ・八百津町バンジージャンプサイト周辺整備事業
- ・おいしい八百津推奨品認定事業
- ・6次産業化推進対策事業
- ・化学肥料・農薬不使用栽培の推進

KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
山の直売所年間利用者数	人	R4	31,198	32,000
おいしいやおつ推奨品応募数	件	R5	4	5
栗の地産地消	kg	R5	16,525	20,000
環境保全型農業取組面積	ha	R5	3.3	10

(2) 空き家・空き店舗活用と起業支援

- ・空き家・空き店舗を活用して、八百津町内で新規事業を始める事業者・移住者の誘致を図ります。そのために、空き家バンクによる物件の紹介、国・県の支援制度の紹介、各種相談対応、町内の商工事業者の情報提供など、起業を支援する体制を整備します。
- ・地域おこし協力隊員や新規創業者、事業継承者による起業を促します。そのために、町内の商工業者との交流の場を設けるなど、起業する者が相談しやすい環境を整えます。
- ・行政が有する用地、建物・スペースを活用して、トライアル事業を行う民間事業者を募集して、町内での実験事業の取組を応援し、事業者の八百津町に対する関心を高め、企業立地につなげます。

事業内容

- ・空き店舗再生事業
- ・町有財産利活用事業・福地小学校活用事業
- ・地域おこし協力隊事業
- ・新規特定創業者支援事業
- ・雇用促進奨励金事業

KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
空き店舗再生件数 (累計)	件	R5	3	8

(3) 再生可能エネルギーの活用

- ・産学官連携のもとで再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの自給自足が可能なまちをめざします。
- ・産学官で取り組んでいる水素製造プロジェクトの推進を支援し、水素の製造・活用のモデルとなる水素タウンをめざします。
- ・カーボンニュートラルへの積極的な取組を町の価値として情報発信し、カーボンニュートラルに関心のある企業の立地や観光客・移住者の誘致につなげます。

事業内容

- ・充電インフラ整備事業
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助

KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
住宅用太陽光発電システム設置補助件数 (累計)	件	R5	149	189

戦略4 安全・安心に暮らせる

基本方針

地域で支え合う仕組みの構築、生活に必要な移動手段の確保、災害に対する安全性の確保などにより、安全で安心して暮らせる環境を整備します。

【目標指標】

目標指標	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
八百津町は「大変住みやすい」「住みやすい」と答えた人の割合	%	R5	61.0	70.0

施策内容

(1) 地域共生の推進

- ・介護、障がい、貧困、孤立・孤独などの住民の様々な生活上の課題に対して、地域や関係機関と連携した横断的な支援を充実し、地域で支え合う仕組みを構築することで、安心して暮らせる環境を整備します。
- ・そのために、多様な住民が集まり、交流する機会を拡充し、住民同士のつながりづくりと住民活動の活性化を図ります。
- ・様々な地域課題の解決に向けて多様な主体が参画する協働のまちづくりを推進し、住民の能力と経験が生きる機会を増やし、住民のいきがいと意欲を高めます。

事業内容

- ・介護予防事業
- ・障がい者自立支援事業
- ・協働のまちづくり補助事業・スタートアップ補助事業

KPI (重要業績評価指標)	単位	現状値		目標値 R10 (2028)
		年度	基準値	
地域サロンの開催団体数 (団体)	団体	R5	40	41
ボランティア教室の開催回数 (回)	回	R5	1	2
福祉ボランティア団体数 (団体)	団体	R5	21	22
町民協働によるまちづくり事業の実施件数	件	R5	11	15

(2) 地域交通ネットワークの充実

- ・車を運転しない交通弱者の生活に不可欠な移動手段の確保を図るために、コミュニティバスやデマンド交通の見直しや路線バス、タクシーとの連携などを検討し、公共交通体系の確立を図ります。
- ・国県道の整備促進、町道の計画的な整備を進め、円滑な道路交通を実現します。

事業内容

- ・公共交通網の整備事業（西部自主運行バス、久田見・福地エリアデマンド運行、潮南エリアデマンド運行）
- ・八百津町元気タクシー事業
- ・町道新設改良事業

KPI（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値 R10（2028）
		年度	基準値	
東部地区デマンド交通の年間延べ利用者数	人	R5	11,168	11,600
観光シャトルタクシーの乗車人数	人	R5	429	495

(3) 防災対策の充実

- ・発生が予想されている巨大地震や、特に近年頻発している豪雨災害に対応するために、河川の浚渫や改良工事などの河川整備や森林の保全・整備を進めるとともに、ハザードマップの周知を図り、災害への備えを強化します。
- ・消防団員の確保と消防団活動の支援により消防団の体制を強化するとともに、自主防災組織の活動支援と防災士の養成を行い、地域の防災を担う人材の育成を図ります。

事業内容

- ・河川浚渫工事
- ・河川改良事業
- ・防災行政情報配信システム
- ・消防団詰所改修事業
- ・消防団情報連携事業
- ・森林経営管理制度事業等による民有林の保全・整備の推進

KPI（重要業績評価指標）	単位	現状値		目標値 R10（2028）
		年度	基準値	
自主防災組織活動支援事業実施団体数	団体	R5	1	10
防災訓練等参加者数	人	R5	205	200

5. まちづくり戦略推進にあたっての基本方針

(1) SDGsの推進

- ・誰一人取り残されない持続可能なまちづくりを進めるために、まちづくり戦略の推進にあたっては、SDGsが掲げる17の目標と関連付けて各施策を推進します。
- ・施策目標別に掲げる重要業績評価指標（KPI）を、SDGsローカル指標として位置づけ、SDGsの達成状況の評価指標としても活用します。

(2) 多様な主体との連携推進

- ・まちづくり戦略を推進するためには、行政が有する経営資源（人、資金、ノウハウ）だけでは限界があるため、外部資源の積極的な活用を進めます。
- ・町内の多様な主体との協働を推進するとともに、地域おこし協力隊、副業人材、関係人口などの外部の人材の活用や、企業との連携を積極的に推進します。

(3) DXの推進

- ・国は、持続可能な社会づくりのための基本方針である「デジタル田園都市構想」のもとに地方創生を推進するとしています。
- ・国の制度を有効に活用しながら、効率的かつ効果的な施策を実現するためにDXを積極的に推進します。

※DX: デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。デジタルの活用を浸透させることにより、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

■SDGsとまちづくり戦略との関係

SDGsの原則（「全てのステークホルダーが役割を担う」「経済・社会・環境に統合的に取り組む」「経済・社会・環境に統合的に取り組む」「定期的にフォローアップ（指標による進捗状況の評価）」）を踏まえてまちづくり戦略を推進します。

まちづくり戦略の施策とSDGsの目標、ローカルSDGs指標の関係を以下に示します。

※まちづく戦略の指標から、SDGsの目標の達成に寄与する取組の指標をローカルSDGs指標として位置付け、SDGsの進捗を管理します。

◇戦略1 人を呼び込む

(1) 八百津のプロモーションの展開	
SDGs 目標	【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう
取組内容	・町民、来訪者の中から情報発信の協力者を育成・発掘し、八百津町に関わりのある多様な人々によって情報発信する仕組みを構築
SDGs 指標	・町内宿泊者 SNS 発信件数
(2) 交流・関係人口の拡大	
SDGs 目標	【目標 3】 すべての人に健康と福祉を 【目標 4】 質の高い教育をみんなに 【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう
取組内容	・スポーツ施設を活用してスポーツ大会やスポーツイベントなどを誘致して、スポーツを通じた交流人口を拡大 ・八百津町の歴史・文化などを体験するプログラムを充実 ・必要なスキルを持つ外部人材と連携して新たな事業を企画
SDGs 指標	スポーツ施設年間利用者数
(3) 移住・定住の促進	
SDGs 目標	【目標 11】 住み続けられるまちづくりを
取組内容	・活用できる空き家を確保し、移住者のニーズに対応した住宅が斡旋できるようにし移住を促進 ・町内で生活を始める際の負担を軽減するために、空き家の改修補助を含めた移住者への経済的支援に取り組む
SDGs 指標	・空き家バンクを利用した移住者数 ・移住住宅の利用世帯数 ・移住住宅退去者の町内定住世帯数

◇戦略2 人を育む

(1) 特色のある教育の推進	
SDGs 目標	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>【目標5】 ジェンダー・平等を実現しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人道教育、国際理解や英語力を高めるグローバル教育、演劇を通じたコミュニケーション教育など、特色のある教育を充実 ・個別最適な学びと基礎学力の定着を実現するきめ細かい指導体制を充実
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行くのは楽しいと思っている児童（小6）生徒（中3）の割合 ・人の役に立つ人間になりたいと思っている児童（小6）生徒（中3）の割合
(2) 結婚・子育ての充実	
SDGs 目標	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未満児保育や病児病後児保育、医療的ケア児保育などの保育サービスを提供 ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に応じる伴走型支援と経済的支援、産後ケアを一体的に実施する包括的な子育て支援策を充実 ・町内で結婚、定住する人を増やすために、婚活支援、新婚生活への経済的支援などの結婚支援に取り組む
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者の若年層比率(39歳以下) ・3歳未満児保育申込受入率 ・結婚新生活支援補助金受給件数
(3) 子どもを見守り育む地域づくり	
SDGs 目標	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>【目標17】 パートナリシップで目標を達成しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ではできない様々な学びの場を地域の中で提供 ・地域と連携して登下校や放課後時に子どもを見守る活動を展開 ・地域全体で子どもを見守り、育む気運を醸成
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・休日部活動地域移行実施率 ・見守りボランティア参加者数

◇戦略3 地域で稼ぐ

(1) 観光・地場産品の魅力の発掘・PR	
SDGs 目標	<p>【目標 8】 働きがいも経済成長も</p> <p>【目標 12】 つくる責任つかう責任</p> <p>【目標 15】 陸の豊かさを守ろう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税や観光物産フェア、観光客の誘客事業との連携により、商品開発、販路開拓を促進し、地域産業の活性化を推進 ・農産物の加工品の開発・販路開拓を進め、農業の高付加価値化、地産地消を推進 ・農業の環境負荷低減に対する取組と農産物のブランド化を支援
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・山の直売所年間利用者数 ・栗の地産地消 ・環境保全型農業取組面積
(2) 空き家・空き店舗活用と起業支援	
SDGs 目標	<p>【目標 8】 働きがいも経済成長も</p> <p>【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>【目標 17】 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家・空き店舗を活用して、八百津町内で新規事業を始める事業者・移住者を誘致 ・地域おこし協力隊員や新規創業者、事業継承者による起業を促進 ・行政が有する用地、建物・スペースを活用して、トライアル事業を行う民間事業者を募集して、町内での実験事業の取組を応援
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・起業件数 ・空き店舗再生件数
(3) 再生可能エネルギーの活用	
SDGs 目標	<p>【目標 7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>【目標 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>【目標 17】 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携のもとで再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギーの自給自足が可能なまちをめざす ・産学官で取り組んでいる水素製造プロジェクトの推進を支援 ・カーボンニュートラルへの積極的な取組を町の価値として情報発信し、カーボンニュートラルに関心のある企業や観光客・移住者を誘致
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置補助件数

◇戦略4 安全・安心に暮らせる

(1) 地域共生の推進	
SDGs 目標	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>【目標10】 人と国の不平等をなくそう</p> <p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p> <p>【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、障がい、貧困、孤立・孤独などの住民の様々な生活上の課題に対して、地域や関係機関と連携した横断的な支援を充実、地域で支え合う仕組みを構築することで、安心して暮らせる環境を整備 ・多様な住民が集まり、交流する機会を拡充し、住民同士のつながりづくりと住民活動の活性化を推進 ・様々な地域課題の解決に向けて多様な主体が参画する協働のまちづくりを推進
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・八百津町は「大変住みやすい」「住みやすい」と答えた人の割合 ・地域サロンの開催団体数 ・ボランティア教室の開催回数 ・福祉ボランティア団体数 ・町民協働によるまちづくり事業の実施件数
(2) 地域交通ネットワーク	
SDGs 目標	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車を運転しない交通弱者の生活に不可欠な移動手段の確保を図るために、公共交通体系を確立 ・国県道の整備促進、町道の計画的な整備を進め、円滑な道路交通を実現
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・東部地区デマンド交通の年間延べ利用者数 ・観光シャトルタクシーの乗車人数
(3) 防災対策の充実	
SDGs 目標	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p> <p>【目標13】 気候変動に具体的な対策を</p> <p>【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発生が予想されている巨大地震や、特に近年頻発している豪雨災害に対応するために、河川の浚渫や改良工事などの河川整備や森林の保全・整備を推進 ・自主防災組織の活動支援と防災士の養成を行い、地域の防災を担う人材を育成
SDGs 指標	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動支援事業実施団体数